

.....
平成14年 6月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成14年6月18日(火曜日)

.....
議事日程(第3号)

平成14年6月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 第34号議案 中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
(日程第2 質疑・委員会付託)
日程第3 第35号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 第36号議案 中間市体育文化センター使用条例の一部を改正する条例
(日程第3～第4 質疑・討論・採決)
日程第5 第37号議案 字及び町の区域並びに名称の変更について
(日程第5 質疑・討論・採決)
日程第6 請願第1号 固定資産税減免に関する請願
(日程第6 趣旨説明・質疑・委員会付託)
日程第7 請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持等を求める請願
(日程第7 趣旨説明・質疑・討論・採決)
日程第8 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	岩崎	三次君	2番	中家	多恵子君
3番	井上	久雄君	4番	植本	種實君
5番	山本	慎悟君	6番	野村	重利君
7番	山本	貴雅君	8番	宮下	寛君
9番	青木	孝子君	10番	久好	勝利君
11番	佐々木	正義君	12番	堀田	英雄君
13番	福田	一則君	14番	山之内	智君
15番	香川	実君	16番	古野	嘉久君
17番	岩崎	悟君	19番	上村	武郎君
20番			21番	片岡	誠二君
22番	米満	一彦君	23番	穴井	光午郎君
24番	杉原	茂雄君			

欠席議員（１名）

18番 須本 武雄君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	・	・	・	・	・	大島	忠義君	助役	・	・	・	・	・	・	松下	俊男君
収入役	・	・	・	・	・	藤井	紅三君	教育長	・	・	・	・	・	・	船津	春美君
総務部長	・	・	・	・	・	上田	献治君	市民経済部長	・	・	・	・	・	・	勝原	直輝君
民生部長	・	・	・	・	・	岡部	数敏君	教育部長	・	・	・	・	・	・	工藤	輝久君
建設部長	・	・	・	・	・	村田	育男君	水道局長	・	・	・	・	・	・	小南	哲雄君
消防長	・	・	・	・	・	中村	忠雄君	市立病院事務長	・	・	・	・	・	・	田中	茂徳君
総務部参事	・	・	・	・	・	貞末	伸作君	総務課長	・	・	・	・	・	・	鳥井	政昭君
財政課長	・	・	・	・	・	牧野	修二君	社会福祉課長	・	・	・	・	・	・	伊東	久文君
介護保険課長	・	・	・	・	・	是永	勝敏君	指導課長	・	・	・	・	・	・	加賀	利男君
環境生活課長	・	・	・	・	・	松本	三千人君	生涯学習課長	・	・	・	・	・	・	津田	正人君
税務課長	・	・	・	・	・	中野	諭君	企画課長	・	・	・	・	・	・	行徳	幸弘君
市立病院課長	・	・	・	・	・	藤井	紀生君	秘書課長	・	・	・	・	・	・	白尾	啓介君
明るい街づくり推進室長	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	小田	清人君

事務局出席職員職氏名

局長	中木	陞君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
・	・	・	・	・	・

— 一般質問 (平成14年第2回中間市議会定例会)

平成14年6月18日

1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木正義	<p>市長による巡回出前講座の実施について 大島市長も早いもので就任一周年になりますが、市民との対話を今以上に進める事からも、市民との話し合いをするのに、出前講座を実施していただきたい。 実施されるとしたら、市長及び部長・課長に講師になっていただき、専門的な知識や技術を生かした講座にしていただきたい。 実施時期は土・日・祝日にし、一回の開催時間2時間(19時~21時)として実施を希望する町内会の公民館を利用する。 町内会長より前もって質問事項・協議事項を文書にて関係窓口に提出し打ち合わせる。 又、開催された質問・協議事項等さしつかえがなければ、市の広報誌に掲載する事にしてはどうか。</p>	市長
古野 嘉久	<p>契約課を新設されたが設置後の業務について 建設部が行っていた工事指名業者の選定から入札、契約及び工事の完了検査業務を分離し、契約事務や工事検査を行う為に設置されたと思います。 建設事業の内容と、契約件数と、その金額のランク別件数について伺いたい。 土木事業の内容と、契約件数と、その金額のランク別件数について伺いたい。 本市における契約業者の基準(事務規則)等について伺いたい。</p>	市長
中家多恵子	<p>政治倫理・情報公開についての市の基本姿勢は 市民の市政参加にたいして行政は消極的ではないでしょうか。もっと行政主体の積極的な情報公開を行うように。</p> <p>土地開発公社のあり方について 土地開発公社が情報公開の対象にされていないのはおかしい。 土地開発公社の業務情報がつまびらかにされていない。</p> <p>第3セクターの税金滞納について 第3セクター「西日本医療福祉総合センター」の多額の税滞納に対する「減免措置」はセンターの今後の経営となじまないのでは。 同センターの経営改善、市税納入に対して市当局はどのように対応してこられたか。 以上、市長ならびに関係者にお尋ねする。</p>	市長

— 一般質問 (平成14年第2回中間市議会定例会)

平成14年6月18日

2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
植本 種實	<p>危機管理について 幼稚園、保育園、小中学校の危機管理体制を伺います。特に大阪で起きた事件を参考にして。 電話ボックスに置かれていた時限爆弾事件のその後の対策はどうされましたか。</p>	市長 教育長
	<p>市民プールについて 建設の計画をするまでの経過 その計画を凍結した理由 凍結しているのに基金を200万円積み立てた理由 予定地の用地確保はどうなっていますか。 維持管理費がかかり、あまり必要の無い温水プールより、総合運動公園を作ってはどうかと思いますがどうでしょう。お尋ね致します。</p>	市長
杉原 茂雄	<p>財政問題について 国のみならず市町村における財政運営は、破綻状況にあると認識するものであります。広報なかま5月号で、14年度予算説明があります。その中で「中間市の財政状況は黄信号って本当？」と自問自答の説明文がありますが、これは市長の認識ですか。私は昨年から破綻的財政運営という赤信号のなかをあゆみだしたと認識するものであります。 市長の見解を伺います。 かつて起債という借金は、事業目的に用する財源として運営されてきました。しかし、昨年から地方交付税の減額によって一般歳出の財源を補うという不健全な起債としてすでに7億円を超える借金予算を組みました。改革という大手術を避け、痛みを伴わない麻薬措置であります。つまり、破綻的財政運営状況をつくり出しています。どのような認識をもっておられますか。 こうした悪化をたどる財政の実態をふまえどのように対応するのか。つまり今後、歳出抑制、削減の分野を定め、システム、制度等、具体的な財政構造改革が急務であります。如何ですか。</p>	市長

— 一般質問 (平成14年第2回中間市議会定例会)

平成14年6月18日

3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
杉原 茂雄	<p>いままさに、市役所の構成員、組織体の肉をそぎ、骨をけずるほどの血のにじむ痛みを伴う改革は避けて通れない時代にあり、市民世論にもあります。人件費の抑制、削減、人員の適正化、年功序列給与の見直し等々、緊急かつすみやかな改革の実現が求められています。多くの市民、世論は新市長の手腕に大きく期待しているでありましょう。</p> <p>お考えをうけたまわりたい。</p>	市長
	<p>市立病院経営について 病院開設以来、今日までの一般会計より繰り出された総額はいくらになりますか。 企業債の総額、年償還額、累積赤字額はいくらですか。 厳しい経営環境のなかで、一般会計負担を減じ、赤字経営からの脱却を図る改革路線、方策を示していただきたい。勇気、決断、実行を求めます。 以上の質疑応答をふまえて、具体的には即問即答でおこないたいと思います。</p>	

議案の委員会付託表

平成14年 6月18日
第2回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第34号議案	中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部を改正する条例	総務文教
請願第1号	固定資産税減免に関する請願	

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

.....

日程第1 一般質問

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

通告に従いまして、清風会を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問内容は、市長による巡回出前講座を実施していただきたく質問をいたします。

出前講座に関しましては、歴代市長の添田、木曾、藤田、大島市長と4人の中で、木曾市長の時代に一時実施されたような記憶を持っております。大島市長の公約を見させていただきましたが、この件に関しては入っておりません。

市長においては早いもので就任1年になりますが、その間、市長らしいアイデアで庁舎にいろいろと改革をされているようでございますが、最近職員の間でノーネクタイ、半そで姿で仕事をされているのを見かけますが、このことで職員にやる気を起こさせる一つの方法だと思っておりますが、そのためにも今以上に市民との対話を考えていただき、市内の各町内に出向いていただき、市民とひざを突き合わせて市長の考えを市民に聞かせていただきたい。特に将来像を語り合える場所を設けてはいかがかと思っております。

それでも、最近は市民の方々の本会議での傍聴される方が以前よりは増えてまいっております。本日は少し少な目でございますが、南校区においては議会を傍聴する会があると聞いております。そのためにも、我々議員といたしましてもしっかり勉強し、本会議場に臨むようにいたしております。

しかし、大半の傍聴者は中高年の方で、若い一般のサラリーマン、パートに出ておる女性等の方が傍聴することは不可能でございます。市長による巡回出前講座を実施していただければ、このような問題は解消するのではないかと思います。実施する場合、市長及び各職員に講師になっていただき、専門的な知識や技術を生かした講座にしていただきたいと思っております。

また、実施日は土曜、日曜、祭日を当て、1回の講座では2時間くらいをめぐりにいたし、夕方7時ごろより9時までとし、実施を希望する町内会の公民館を利用することも、また一つの手ではないかと思っております。町内会長は前もって

質問や協議事項、要望事項等を文書にして関係窓口に提出いたし、窓口の職員と打ち合わせをしておき、また、開催されました実例等に関しては、差し支えがなければ、市の広報等に掲載するようになっていただければよいと思います。

市長は、当面の課題である効率のよい行財政改革の断行やガラス張りの入札等の、真に市民生活に必要な重点施策を取り入れた行財政の確立を市民に訴える場ではないかと思えます。市民もまた夕食をとり、気楽に自分の家の近くの公民館であれば足を運ぶと思われれます。市長の話聞いて下さるものと確信いたします。

そのことにより、市民の望んでおる、中間市に来てよかった、中間に住んでよかったという思いが、今市長の望んでおられます、住みよい町、明るいまちづくりに役立つのではないかと思われれます。

この件に関しまして、市長のお考えをお聞かせ願って、第1回の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。市長による巡回出前講座の実施についての佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

昨年7月23日に市長に就任いたしまして、早いもので、やがて1年が経過しようとしております。この間、議員各位を初め、さまざまな方のお力添えをいただきながら、中間市発展のために私なりに全力を傾注し、市政に取り組んでまいっているところでございます。

さて、ご質問の巡回出前講座でございますが、議員ご指摘のように、行政と市民が対話することは、双方の理解を深め、また、信頼感を醸成するためにも、非常に重要なことであると私自身認識しているところでございます。そして、市民の学習要請に応じて市職員が地域へ出向いていき、市民が希望する情報や施策について説明を行う、いわゆる出前講座、そのための有効な手段の一つであると考えております。

この出前講座は、職員にとりましては、市民の思いやりや願いを直接的に知ることのできる絶好の機会でありまして、また、市民にとりましては、行政情報を知り、その行政行為の意図を理解することによって、ともすれば情報不足に起因する行政への不信感が薄らぎ、市民、行政双方の協調活動に発展していくきっかけになり得るものでございます。そういう意味では、出前講座は、行政にとりまして大きなメリットを生む要素を持っていると考えております。

議員もご承知のように、現在は生涯学習の時代でありまして、市民の学習意欲は旺盛かつ多様なものがございます。いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習社会確立のための環境づくりの一環といたしましても、また、職員の人材育成のための研修の場といたしましても、この出前講座の持つ意義は大きいものがあると考えております。従いまして、この事業につきましては、今後その方法論や問題点について、議員ご提案の方法論も含めまして、具体的に整

理、検討してまいりたいと考えております。

また、こうした市民との対話の場を設けるに当たりましては、行政情報の一方通行ではなく、市民、行政双方の意思疎通を図らなければならないのは当然のことです。出前講座は、市民の方の意見や提案を直接聞くことができる貴重な場でもございます。

これまでも、添田市長、木曾市長の時代に、市長みずからが市民との対話を行う試みがなされております。私自身、広聴の重要性は十分に認識いたしておりますが、過去のこうした経緯も踏まえまして、この点につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、市では、行政相談を初め各種の相談事業を実施いたしまして、市民の悩みや相談を広く聞き、問題解決の側面的支援を行っているところでありますが、さらに本年3月には、明るい街づくり推進室に市民提案箱を設置をいたしまして、市民の市政に対する意見や提案を広く受けていく場を設けたところでございます。この提案箱には、既に数件の提案書が投入されておりますが、こうした市民の方の意見や提案につきましては、謙虚に耳を傾け、可能な限り市政運営の中に反映させていきたいと考えております。この市民提案箱につきましては、できるだけ広く市民の声が聞けるように、今後、中央公民館やハーモニホールなど、市の施設にも設置していく予定でございます。

いずれにいたしましても、市民への積極的な情報提供と広聴の充実強化を推進し、市民と行政とのさらなる信頼を図りながら、市民参加による開かれた行政運営に今後とも努めてまいり所存でございます。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

市長は前向きな気持ちで検討いたしたいというふうなお考えを持っておられますが、きょう、私の方の土手ノ内の町内会長さんもお見えでございますが、それぞれ各町内においては非常に悩み事が多いと思っております。全部市に持ってくれば大変なことになると思っておりますが、そういう意味合いからも、町内会長に先日意見交換いたした中で、私どもの方の町内にも三つ四つ問題点がございませぬ。

1例を申しますと、筑豊電鉄にトイレが、各トイレが設置してあります。通谷、東中間、それと筑豊中間。ただし、土手ノ内にはないわけでございます。そこで、私、建設委員会の方で聞きましたら、いや、ありますよということで、再度調査いたしましたら、確かにあるのはあります。筑豊電鉄の職員の方のトイレがあるわけですね。それを先代の町内会長さんとの間に、必要なときには利用させていただけると。ですから、その用を足すときには1回1回、売り場のおばあちゃんにお願いをして、まず一つの扉をあけ、また二つ目の扉をあけて入るといような、非常にもうお借りするのが気の毒なような場所です。一度今度はぜひ市長にも来ていただいて、見ていただきたいわけでございますが、

そのように、筑豊電鉄線沿いには全部あるのに、なぜ土手ノ内にはないかと

というような疑問が、それを一つにとっても、その他二、三の重要問題もありますが。そういうことで、ぜひもし実施していただけるということになれば、一番先に土手ノ内手挙げたいというように考えておりますので、ひとつぜひ実施できるような方向でひとつ調整を図っていきたいと思います。いろいろ時期があるかと思いますが、できますれば夏休みの時期ぐらいですね、そのような時期であれば、非常に幸いになるのではないかなと思っております。

私の人生モットーといたしましては、「失敗を恐れず、即実行」という、私いつも気持ちを持って行動いたしておりますが、そのことによって時々失敗いたすわけですが。それはそれとして、すぐにいいことをやってみようというお気持ちが市長におありであれば、ひとつよろしくこの件ご検討をいただきたいと思っております。何かそのことにつきましてお考えがあれば、お伺いいたしたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

トイレの話が出ましたけれども、従前からこの話も市役所の方にはきているようでございますので、そういった対応等、考え方があればちょっとこの機会ですから。民生部長。・・費用の面も含めて検討せないかん問題ですし、ただ、公共下水がまだ通っていないちゅうこともありまして、場所等の制約もあるようでございますので、そういった面も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

一応市長の方では計画があるように聞きますが、私ども土手ノ内の住民は、以前から先輩から、とにかく土手ノ内は離れ島だと、何でも一番最後になる、そういうふうなことをよく先輩の方から聞くわけですが、このトイレに関しては全くそのとおりだと思うんです。ですから、僕は一遍、財政課長に何かのときにお聞きしたんですが、今予算の面でどうにもならないというふうなお答えが返ったわけですが。これは都市計画ですかね、の方が管轄いたしておるんですかね、どなたか、電話で僕は聞いたんですけど、いや、ありますということ、再度調査しましたら、そういうふうな全くもう使えないトイレだということ。特に今の何か爆弾騒ぎでかぎをかけておられますので、全く用を足せません。そのトイレだけの問題じゃございませんが、他にも二、三重要課題持つてらるようございますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

建設部が行っていた工事指名業者の選定から入札、契約及び工事の完了検査業務を分離して、契約事務や工事検査を行うために、総務部に、市長が公約でありました契約課が新しくできて既に6カ月になろうとしております。従来の工事関係の契約以外の契約も行っており、その件数はかなりの件数になるのではないかと感じております。設置後の業務についてお伺いをいたしたいと思っております。

第1点目は、建設事業の内容と契約件数と金額のランク別件数についてお伺いしたいと思っております。

2点目は、土木事業の内容と契約件数と金額のランク別件数についてお伺いいたします。

第3点目は、設置に伴う契約業者のマニュアル事務規則・規約について、また、その基準などについてお伺いいたします。

1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

古野嘉久議員の契約課を新設されたが、設置後の業務についてのご質問にお答えをいたします。

私は、昨年7月に実施されました中間市長選挙の際に、選挙公約の中に、公共事業における不正疑惑の解消を図るため、公共工事の公正性、透明性を確保するための施策を約束をいたしました。

その約束を実現するために、長年にわたって建設部が行ってまいりました指名の受け付けから、指名競争入札、契約事務及び工事に関する完了検査業務まで、また、新たに物品に関する入札、契約事務等を契約課において担当するように、平成14年1月1日付で機構改革を実施してきたところであります。

1点目の建築事業の内容と契約件数及びその金額のランク別件数について伺いたい。2点目の土木事業の内容と契約件数及びその金額のランク別件数について伺いたいとの2点の質問につきましては、関連がございますので一括してお答えをいたします。

平成13年度分の全体契約件数は、指名競争入札、随意契約合わせまして420件、そのうち指名競争入札は138件、随意契約は282件でございます。平成14年1月より3月までの契約課におきまして契約した件数は97件、そのうち指名競争入札は23件、随意契約は74件でございます。平成14年度分の4月から5月末までの契約件数は108件、そのうち指名競争入札は53件、随意契約は55件であります。1月より5月までの契約件数は205件、そのうち入札は76件、随意契約は129件であります。

次に、建築事業の主な内容については、建築課及び建築課以外の管理するすべての公共施設の管理者等の工事依頼であります。市営住宅の外壁補修工事及

び屋上防水工事、また、こすもす保育園公共柵接続工事、その他公共施設の修繕等で、契約件数は14件のうち、指名競争入札6件、随意契約は8件でございます。指名競争入札の金額のランク別件数につきましては、Cランク1件、Dランク5件の計6件でございます。

次に、土木事業の主なものとしては、土木課、都市計画課、下水道課の3課の内容でございますが、土木課の関係では、市道の改良工事、補修工事、街路樹の剪定委託、水路の改良工事、補修工事、しゅんせつ、伐採工事等であります。都市計画課での関係では、都市計画道路の改築工事、児童遊園の遊具設置工事、補修工事、樹木の剪定委託等であります。下水道課の関係では、公共下水道管渠築造工事、下水道管渠実施設計業務委託等でございます。契約件数は191件のうち、指名競争入札は70件、随意契約は121件でございます。指名競争入札の金額のランク別件数につきましては、Aランク5件、Bランク12件、Cランク9件、Dランク44件の計70件でございます。また、随意契約の121件につきましては、極力下位ランクの業者に発注しております。

3点目の本市における契約業者の基準（事務規約）等について伺いたいとの質問にお答えをいたします。

契約業者の基準（事務規約）等は、入札指名基準のこととと思われますので、お答えいたします。市が発注する工事の指名願いの受け付けについてですが、市内業者については毎年6月1日から6月末までの間、市外業者にあつては隔年で同時期に、中間市入札参加資格審査申請書に、法人にあつては登記簿謄本、個人にあつては身分証明書、建設業許可証明書のほか、営業経歴書、納税証明書、工事経歴書、技術者経歴書、営業所一覧表、印鑑証明書、使用印鑑届、委任のある場合は委任状、事務所内見取り図及び位置図、事務所の写真、経営事項審査結果通知書、建設業退職金共済事業加入の有無など、以上14項目の書類の提出を求め、厳重に審査しているところであります。

次に、業者の格付といたしましては、経営事項審査結果通知書の評点に加え、請負能力、工事の技術力、過去の工事経歴、現在の請負状況等を勘案し、ランクごとの業者選定案を作成し、それを助役を委員長とする中間市建設工事指名審査委員会において慎重に審議し、決定いたしております。

市が発注する公共工事の入札指名基準の業者選定については、指名審査要綱第8条に基づき、設計金額が130万円未満は3社以上、130万円以上900万円未満は4社以上、900万円以上1,500万円未満は5社以上、1,500万円以上は6社以上となっております。

また、工事請負額の業者の格付は、指名審査要綱第5条に基づき、Aランクは、土木25社、建築20社。Bランクは、土木25社、建築20社。Cランクは、土木30社、建築20社。Dランクは、土木A・B・Cランク以外の業者で現在88社、建築A・B・Cランク以外の業者で現在29社。で土木合計168社、建築合計89社、その他、造園、電気、設計等で46社、総合計303社の登録状況となっております。

最後に、ランクごとの受注できる工事額の範囲は、指名審査要綱第6条に基

づき、Aランクは土木、建築ともに全額。Bランクは土木、建築ともに6,000万円未満。Cランクは土木、建築ともに2,500万円未満。Dランクは土木、建築ともに900万円未満となっております。

今後とも公共工事の入札、契約制度のより一層の充実を図り、市発注の公共工事については公正に実施し、市民の皆さん方に疑問や誤解を生じないように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

質問いたします。ただいまの回答の中で、市長は去年の市長選挙の際に、公約の中に公共事業における不正疑惑の解消を図るという回答を今いただきましたが、これはとり方によっては不正があったのかというようなとり方ができますが。昨日も野村議員の一般質問と同様に再度お尋ねしたいわけですが、私は、これは公共工事の公正性、透明性を確保するために契約課を設置されたと言うべきであると感じますが、それについて市長どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

きのうも野村議員の方にお答えをいたしましたように、あってはならない、これからもない、そういった思いでこの契約課をつくったと、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

次の質問でございますが、平成13年度の全体工事契約は420件であるというご説明を受けましたですが、その中で指名競争入札は138件、随契は282件であると説明ですが、全体数のウエイトを示している随意契約は元課でやっていると思われませんが、上限の金額、その内容についてお伺いしたいと思います。これは、平成14年度もまだ始まって間がないと思いますが、いかがでしょうか。伴う決裁権の金額別、市長、それから助役、部長、これランク別の中で金額が決められておりますが、随契の中で元課でやっていると思われしますので、これについてお伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

貞末総務部参事。

総務部参事（貞末 伸作君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

平成13年度の随意契約については、先ほど市長がご答弁しましたように282件でございます。その金額についての再質問でございますけれども、随意契約をするという場合においては、一般的に130万円未満について随意契

約を考えてるといふところでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

土木建築、土木と建築工事ごとの各ランク業者数は、先ほど説明がありましたように、土木20社、A、B、C、Dとランク別に分かれておりますが、これに伴う随意契約の中で決裁権の金額別は、市長決裁で1,500万、あるいは助役決裁で900万、このようなランク別になっておりますが、これは変わらず決裁を行っているわけなんです。

議長（岩崎 三次君）

貞末総務部参事。

総務部参事（貞末 伸作君）

設計金額における決裁権限でございますが、古野議員が申されますように、1,500万以上については市長決裁、900万から1,500万未満につきましては助役決裁、それから130万未満の工事設計については丙ということで、部長決裁というふうに分かれております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

では、外郭団体、俗に第三セクターと言われておりますが、これ契約問題についてはどのように進んでいるのか、これについてちょっとお伺いしたいと思っております。元課で随意契約をやっていっているのか、現在契約課ができて、契約課の対応がどのように進んでいるか、この件について、市長伺いたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

一応外郭団体等につきましては、独自にそこその団体の方で現在契約の方は行ってあります。一応1月から契約課等ができておりますので、本市といたしましても、一応指導等については財政課、あるいは契約課を通じまして行っているつもりでございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

外郭団体の随意契約問題についてはいろいろあるかと思っておりますが、これ金額的に見ても、契約課が扱っている中で、現在の入札金額的に見ても、ごく少量の

100万、200万という金額を入札させておるようでございますけれども、今後の問題として、外郭団体、契約問題については、金額的に1,000万、2,000万という金額的な高額なものがありますので、ぜひ進めて、早急にこの問題について取り組んでいただきたいと思います。

工事及びその他の委託契約などで多くの随意契約をされていると思いますが、随意契約は確かに地方自治法施行令及び中間市の財務規則などで定められておりますが、適正に行われていると思っております。長年同じ業者で随意契約を安易に行ってるケースも見られるところがございます。今回の契約課の設置されたことにより、公平性と透明性を保つために、長年随意契約をして行っていたものに対しては、今後3年間の経過設置の中で随時指名競争入札に切りかえていくと聞いております。公平性と透明性を保つために、できるだけ早い機会に切りかえていかねばならないと思っておりますので、どうぞその点よろしく願いいたしたいと思っております。

しかし、業者については、今までの設備投資あるいは雇用者との関係などもあり、やはり二、三年は経過措置はやむを得ない措置と理解しておりますが、早急に進めていただきたいと思います。

最後になりましたが、特に市内の零細業者についての扱いについては特に配慮をしていただき、特にこの件については強く要望いたしますので、これをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、質問通告に従いまして、大きくは三つの問題について一般質問をいたします。

1番目は、政治倫理、情報公開について。2番目は、土地開発公社のあり方です。3番目は、第三セクターの長期間の税金滞納問題についてでございます。質問に移ります。

初めに、政治倫理、情報公開についてでございますが、けさの朝刊各紙は、国会議員鈴木宗男があっせん収賄事件で、あす逮捕へと大きく報道されております。

皆さんご承知のように、政治倫理条例は昭和58年、今から19年前、堺市で初めて制定されています。これは、学校建設に絡む議員と市職員による収賄事件を契機として制定されました。その3年後には、福岡県内で最初に政治倫理条例を制定したのは飯塚市でした。中間市は平成7年12月に制定されました。また、市の情報公開条例は平成12年10月に施行されております。

市民に関われた市政が行われるためには、情報公開条例と政治倫理条例は欠くことはできません。が、中間市の条例等は、残念ながら、これまで新聞各紙が報道してきた見出しで、あるときは議会の情報公開度ワースト3であったり、また、情報公開度と政治倫理確立ランキングでは、芦屋24位、北九州61位、

中間75位と、見出しで報道されてもきました。これを見ましても、現行の条例はまことに不十分な条例であると判断せざるを得ません。

先進的自治体においては、独自の厳しい条例の制定を推し進めています。また、既に制定した自治体でも見直しをし、そして、今また改正準備中の自治体もあります。先日、私が訪れた飯塚市でも、もう既に改正がされておりました。

市民の目に見え、市民が求める行政の公平、公正、透明度を高めるために、市民が理解、信頼して市政参加ができるためにも、改正の実施は避けて通れない課題と考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

2番目の質問は、土地開発公社のあり方についてでございます。

土地開発公社の一般質問については、今回で3回目となります。平成11年の12月議会での私の一般質問は、開発公社は自治体が100%出資しているもの、土地取得には議会の目が届かないところに重大な欠陥があるなど、公社においても情報公開の対象にすべきと、当時の藤田市長にたどしましたが、今日なお情報公開の対象にならずに至っております。

ご承知の方も多いかと思いますが、昨年4月1日から杷木町でも、金田町に続いて実施機関に明記されています。大野城市は2000年、平成12年度から、市の開発公社を初めとして、財団法人の市体育協会など外郭3財団法人の公開も行われています。開発公社の情報の公開についても、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

最後に、第三セクター、西日本医療福祉総合センターの1億円を余る税金の長期滞納問題についてお伺いいたします。

第三セクターの長期にわたる税の滞納については、昨年の3月議会でも取り上げてまいりました。市税の長期間にわたる滞納問題と市の対応、対策をどのようにこの1年間なされたのか、明確なご答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中家多恵子議員の政治倫理、情報公開に基づいての市の基本姿勢、もっと行政主体の積極的な情報公開を行うようにとのご質問にお答えをいたします。

本市の政治倫理条例及び情報公開条例は、ともに公正で開かれた市政の発展のために、それぞれ平成7年、平成12年から施行いたしております。

情報公開施策には、実施機関が市民からの求めに応じ開示する情報開示施策と行政機関が能動的に情報を提供する情報提供施策とに分けられますが、中家議員ご指摘の質問の行政主体の積極的な情報公開とは、後者の情報提供施策についてのご質問かと思われまます。

この情報提供施策につきましては、行政事務及び事業に関する情報で、市民が知っておくべき情報、市民の関心の高い情報等については、行政機関は市民からの請求を待つまでもなく積極的に、また、必要に応じ、市民に確実に伝わる方法で提供すべきでありまして、これまでも一般的には広報、啓発等により

行ってきたところであります。

さらに、電子情報化の到来に対応するため、あるいは将来の情報提供件数の増大に伴うコストの増加を防ぐため、今後はパソコンネットワーク、インターネット上のホームページ等を通じた電子的な情報提供システムの整備を行う必要があると考えております。

本市の情報公開条例第21条において「実施機関はこの条例に基づく情報の公開のほか、市民が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の施策の拡充を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めなければならない。」と定めております。この情報公開条例に基づく一般的な開示制度による情報公開と「情報の提供その他の情報公開に関する施策」を通じての情報公開は、それぞれが持つ役割、効果が異なり、双方に長所、短所がありますが、それぞれの長所をより生かし、短所を相補うためにも情報公開の総合的な推進が求められており、開示請求制度でカバーできない部分については、行政からの情報提供により積極的に取り組んでいくことが重要であるとの認識をいたしております。

次に、土地開発公社のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、土地開発公社が情報公開の対象にされていないことにつきましては、昨年の12月定例市議会において植本議員より同趣旨のご質問がございましたが、本市の情報公開条例制定時におきましては、土地開発公社、あるいは文化振興財団等の、いわゆる市の外部団体については、法的には別の法人組織であり、行政機関ではないので、条例の適用は不適切との意見が通説となっておりますが、近年、市民から土地開発公社等の情報公開を求める声が多く、まだ少数の自治体ではありますが、土地開発公社を実施機関に含める試みが検討されていることは承知をいたしております。

いずれにいたしましても、この問題につきましては条例改正を伴うものでありますことから、本市の諮問機関でございます中間市情報公開審査会に諮り、意見を聞いた上で検討してまいりたいと思っております。

次に、土地開発公社の業務情報がつまびらかにされていないとのご質問にお答えをいたします。

土地開発公社の経営状況につきましては、毎年9月の定例市議会において議員の皆様にご報告しているところでございます。先にお答えいたしましたように、土地開発公社の情報公開については、情報公開条例に基づく公開請求はできませんが、お答えできる範囲の情報であれば任意に公開すべきものであると私は考えております。

次に、第三セクター、西日本医療福祉総合センターの多額の税滞納に対するご質問にお答えいたします。

減免につきましては、平成13年2月15日付、平成13年4月19日付及び平成14年4月15日付の文書をもちまして、中間市市税条例第71条固定資産税の減免の規定に該当しないことから、減免しない旨、既に通知済みであります。

なお、これまでの納付状況につきましては、平成13年3月6日に平成8年度分の固定資産税、都市計画税及び平成11年度分までの法人市民税、合計968万4,900円が、また、平成13年9月5日に平成9年度分の固定資産税、都市計画税482万円が納付されております。未納部分につきましては、現在第三セクターと協議をいたしております。

最後に、経営改善についてのご質問にお答えいたします。

第三セクターは、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備促進に関する法律、いわゆるWAC法に基づき、民間主導型で設立されている株式会社であります。資本金のうち本市の出資金は4,000万円で、2.74%の出資率ではございますが、住民福祉の増進のためにも、健全経営を図るよう、より一層の企業努力を促してまいりたいと考えております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

政治倫理条例、例えば政治倫理条例の改正についてもお答えできてないようでございますけれども、まず私は、ここに私の私見でなくて、資産報告書の意見書の提出についてということで、中間市政治倫理審査会の会長今井さんですが、こちらを代表としまして、意見具申があつてあるところを読ませていただきます。なぜかといいますと、この政治倫理、私ども議員を初めとして市長等が出しましたこの報告書を、議員さんには失礼ですが、私以外読まれてないとか、新聞記者の方とか、市民の方が二、三名いらっしゃるだろうが、そういう状態で、この審査会の意見書の最後の中には、市民を含めたおのおのの当事者が同条例を守って閲覧されるようにということで、多くの市民の目に触れることを期待して、本審査会の意見とすると書いております。

この審査会が指摘しているところを時間の都合で早く読ませていただきますと、「平成9年度から昨年度までの4年にわたり審査意見として繰り返し指摘してきたところであるが、資産等の金額が前年度と比較して著しく増額したものについて報告書等にその理由が記載されていない。報告書の信憑性を確保し、地位利用による不正な蓄財を厳格に審査するためには、著しく金額が変動した資産等については、その理由を示すことがぜひとも必要である。したがって、来年度の報告書等の提出に当たっては、事前の報告義務者に対して、記入に際して、その方法等を十分説明を行った上で提出するよう求めるものである」と。

そしてさらに、このようにしてますね。政治倫理条例第5条第1項第4号には、預金、貯金及び郵便貯金の額について申告するように規定しているがということでの、ここでの指摘もあります。

預金とか、そういうものについての申告は市長のみになっておるわけですが、ほかの自治体では議員も資産をきちっと公開して、そして、ほかの自治体の、先日見てきた自治体の条例も見ました中で、貯金につきましても、いつ貯金をして、いつまでの定期であるとか、そういうことがきちっと記入もされております。中間の場合は市長のみの資産公開で、それも今のあれに合っていないなど

いうふうに感じますが。

ここに書いてる中で、「中間市の政治倫理条例及び同規則は平成7年から施行され、本年で6年余を経過したが、情報公開制度の創設や地方分権等の推進により、今後ますます政治倫理の確立や市民の市政への参加が重要になってくるものと思われま。条例等の見直しについてもぜひ検討をしていただき、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという政治倫理条例の目的が達成されるよう、当審査会では期待するものである」というふうに指摘しているわけですね。

本当まさに、私なんかが出す報告書というのは、税金を幾ら納めたか自主申告、それだけですけど、やっぱり納税書を添付するとか、おのこの資産を公開する、もうこれはごく当たり前のことだと思います。

そういうことで、そしてまた、中間市の場合は、この対象者の中に教育長が入ってないんですね。そして、ほかの自治体、飯塚なんかでは、水道の事業者というか、そういう方も、上下水道のですね、そういう者も入って・・・管理者ですね、入ってますし、宗像では農業委員もこの対象になってるわけです。二、三のことを指摘しましても、早急にこの政治倫理条例を改めなければならないというふうに私は思いますし、情報公開についても、開かれた市政とおっしゃられますけれども、閲覧料が200円とか、コピー料が20円とか、そういうことはあってはならないと思いますが、いかがだと思いますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今までの経過等々もございますので、総務課長……

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、政治倫理条例でございますが、今ちょうど13年度分の資産報告等の審議をしていただいております。この中では、中家議員もさっき指摘がございましたけど、各議員さん方からは摘要の欄に、増額になった場合の理由が付してあるケースが今回増えております。従いまして、一定程度の是正はされてるというふうに考えております。

しかしながら、先ほどご指摘のありました条例の改正の意見につきましては、今事務局としては、県内でも公務員の、職員の政治倫理条例というのが今制定されつつあります。そういった中身を検討いたしますと、どうしても政治倫理条例の方も改正しなくてはならないような条項になっておりますので、そういったものを踏まえまして、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの情報公開条例でございますが、これは3月の議会で植本議員からご質問がありましたときにお答えいたしましたけど、今国の方で

個人情報保護法ですね、個人情報保護法が今議論されております。これは、今回決着がつくのかどうかわかりませんが、こういったものがどうしても今の情報公開条例の改正につながる部分がありますので、こういったものを見きわめながら情報公開条例の改正については検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

開発公社の件ですけれども、開発公社についてももちろんその方向で、当然なことだと思います。それと、私は驚きましたのは、開発公社についても、先ほど報告があるというふうな形でしたけれども、昨年も諸般の報告という形で、9月議会に12年度の決算と13年度の予算書が、ただ諸般の報告、土地開発公社という形であれただけで、私ども議員の手元に予算書や決算書は手渡らないと。それで、私は議会事務局に行って、その諸般の報告による予決算書や、あるいはその他の諸般の報告を読ませていただいているような状態です。それで、きっちり情報が提供されてるというふうに理解されたら、これはいかがかなと思います。

なぜならば、地方自治法の243条の3において、地方公共団体が出資をしている法人について、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出しなければならないとしておるわけですよ。だから、住民に公表しなければならないとしていますし、議会に提出するということは、議員一人一人に提出することではないでしょうか。

私は県内の、調べるほどでもないことでしたけれども、県内の市や近くの町、開発公社を設立してる自治体にお尋ねしましたら、議員全員に予決算書がきちっと配付されております。そしてまた、自治体によっては全員協議会で開発公社からの質疑を受けておるといふ、開発公社に対して質疑をしてるとか、本会議場で、それは議運の取り扱いですけれども、質疑をしているという、そういう取り計らいをほかの自治体ではしてて、中間市ではこういうことが全然なされてないということ自体、いかに情報の提供もおくれておれば、新聞で指摘されるところではないかと思うわけですよ。

そして、もともと情報公開が、制度が設立、創立させた意義というのが、市政の執行内容を市民に明らかにすることや市政の全容を市民にわかりやすく広報することを通じて、信頼関係を深める。市政執行上、市民の疑問等が生じた場合は、速やかにその内容を説明し、理解を得る。これが創設された意義ではないかと思っておりますし、そしてまた、運用義務と責任については、日常の市政執行が適正かつ円滑に行われているかどうかを試されるものであるし、市民が行政の役務の提供をひとしく受けているかどうか、地方自治法の第10条にはうたっておるわけですよ。

そういう点で、この予決算書についても直ちに配付をしてほしいし、それはその配付をする当然のあれがあるわけですよ。そして、もう既にいろんな自治

体お聞きしたが、直方でももう6月議会のときに決算と予算書はいただきました。遅いところで、とりあえず6月議会は開発公社の予算を配付するけれども、9月議会で決算についてはご報告をいたします。そういうのが実態なわけですよ。そういうことについて、直ちに改めていただきたいと思います。

それから、第三セクターの件ですけれども、この1年間、これだけの多額の、先ほど税金を納入していただいたことについての金額は報告されましたけれども、私が昨年、やはりこれと同じ問題を取り上げておりますので詳細は申し上げませんが、資料の提出をお願いした中で、10年、11年、12年、13年度の固定資産税の報告がありましたし、また、第三セクターの方からもちょうだいした資料、先般いただいた資料がありますが。10年度の固定資産税は2,828万2,500円、11年度2,846万8,800円、12年度2,668万9,900円、13年度3,546万7,600円、そういうことは合計1億1,890万8,800円ですね。そして、14年度も、恐らく13年度と同じと考えれば、3,500万いけば、1億5,000万を越すんじゃないかと思いますね。これだけの多額の税金というのは、市民生活にどれだけ影響するか、私は行政の皆さんは真剣に考えるべきだと思います。

厳しい中で不況にあえいで失業し、そしてまた年金暮らし、あるいは年金をいただいてない方もたくさんいらっしゃいます。しかし、固定資産税については何の減免もないわけですね。そういう中で、この税金をどのように納めてもらうか。そしてまた、この第三セクターの中身が議会に全然知らされないで、資料の提出を求めたときに、去年、私は議会後にいただいたような状態です。きょう、今ちょっと、またこの議会の議員の紹介で、こちらの第三セクターの税金を減免するための条例を改正してほしいという請願が出てますが、当局が配った資料ではないと思いますが、その中に営業報告書というのが添付されてきて、初めてこの第三セクターに従業員の状況とか、それからどういう事業をしてるといって、ちょっと初めて知った施設管理事業部として警備事業もやられてるし、それから不動産賃貸事業、これはあそこの施設の中を不動産としてお貸ししてるといいますが。

私どもに報告されるときは、何か福祉事業すべてであって、そこがうまくいかないように言われてますが、この施設管理事業部の中身についても、私ども議員、私はわからないで、初めて今こういう資料がありまして、男性の従業員何人いらっしゃって、平均年齢何年でしてるとか、去年当局が下さった資料は貸借対照表でしたが、こういうものというのは、少なくとも第三セクターです。株の保有率云々じゃなくて、市会議員、私ども議員にすべてやっぱり配付すべきだと思いますけど。これが第三セクターの方からきょう配付されたということで、当局を通じてではないと思うんですけども、余りにもこれだけの多額の滞納がありながら、どういうことを市当局はやって、少しずつでも入れてもらうというそういう努力をされたのか、先ほどの報告ではありませんでしたけれども、この1年間どういうふうな努力をされたのかお聞きしたいと思います。それにかかわった方。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

後ほど担当の方から詳しく経過も含めて報告させますけれども、前藤田市長からの大変大きな申し送りでございます。先ほどご説明申し上げましたように、直近では4月の15日付の文書で、減免の規定に該当しないと、そういう申し入れもいたしております。従って、今後西日本総合医療センターとの折衝になるんじゃないかなと、そう思っておりますので、これからの交渉を見ていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

税金の問題について、西日本医療とのやりとりについてちょっとご説明申し上げます。

設立当初から、この税金の問題については、市側と第三セクターの間で、それぞれの解釈について、西日本医療の方は減免の申請をしているということから、減免ができるという期待をなされたわけです。それで、市側とすれば、口頭でその前に困難であるというふうなことを常々言っていたようですが、最終的に、一番最初に減免ができないと言ったのは、先ほど回答の中に言った時期なんでございます。その後、またそれ以後について、向こうの経営関係のこともございまして、また2度、3度とその文書が出てきたわけです。その以降は、そのたびに減免できない旨の通知をいたしております。

それから、西日本医療と、これは私が中心的になって話していったわけですが、税金のことについては減免が困難であるということから、税は税でぴしゃっと払ってくれということで今話を進めている段階でございます。そして、ことしの3月、4月の段階に、一応その計画書の提出を求めました。そのときの内容といたしましては、俗に申します分納計画書というんですか、誓約書と申しますか、そういうふうな細かな内容についてまだ触れてありませんでしたので、要するに納めるという格好だけでしたので、今後そういうふうな分納契約書という格好の中で処理をしていきたいと、かように思っております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

民生部長お尋ねいたします。中間市は出資金は4,000万、2.7%とよく言われますけれども、この第三セクターとして松ヶ岡のデイサービスセンターですか、これは事業費、平成7年中間市が1億2,300万円で建設して、これは全部中間市の負担になっておられるんでしょう。

議長（岩崎 三次君）

岡部民生部長。

民生部長（岡部 数敏君）

お答えいたします。

あれは市の公設民営でございまして、中の業務につきましては、第三セクターに無償で貸し付けて業務委託いたしておるところでございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私もずっと過去にさかのぼって決算書を調べてみますと、今部長がおっしゃられますように、公設民営、結局中間市が1億、事業費1億2,300万円、そして利用者とか、そしてまた、公費の負担とかをして今日までやってこられてると思いますが、年間相当のお金がここにもまた入ってるわけですね。

それで、そしてまた、中間市は第三セクターの1室を高齢者相談窓口として借って、1カ月180万何がしかで借りて、年間二千三、四百万払って、そして今日療育センターとして引き続き利用しておりますが、この間、第三セクターに支払ったお金は総額で幾らになりますか。

議長（岩崎 三次君）

だれですか。岡部民生部長。

民生部長（岡部 数敏君）

11年度、介護保険が入る前の委託料といたしましては、総額2億1,541万5,746円を委託として払っております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

それはそっちの支払いですね。それともう一つ、今私がちょっと説明が不十分でしたけれども、あの施設を借りるために、もう何年になりますかしら、6年くらいになるんですかね、年間二千三、四百万円を支払ってるんじゃないでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

岡部民生部長。

民生部長（岡部 数敏君）

先ほど議員がご指摘されましたように、高齢者相談窓口として以前は借りておりました。その後は、中間市療育支援センターとして現在借りておまして、1年間2,203万9,000円ほど借り上げ料として支払いしておるところでございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

もう既に1億円からの借り上げ料を支払いしてると思うんですよね。そして一方では、市税が1円も入らない状態ですよね。これは市民はどう理解するのでしょうか。一般社会では、ただ長期滞納というだけで済まされるものではないと思いますけど。何らかの措置がされるべきじゃないですか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

今議員のご指摘は、税についての処置ということでございますかね。

議員（2番 中家多恵子君）

いいですかね、税といいましても、片方で部屋を借り上げて、これははっきり言って私は第三セクターの救済措置のようなものだと思いますよね。そこに1カ月180何万円もの家賃を払ってずっと存続しておられて、片方では税金は長期滞納されてですよ。普通だったら、そこに何か、こちらのお金のこと、納めてるお金ともらえないお金の間に何かの話し合いがあるべきだと思いますが、そういうところもなしでやられてるんですか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

先ほど申しましたように、今後はそういう点をつぶさに細かく詰めていきたいと思えます。ただ、もしこれが時効になるような年数になれば、その金額は当然支払わないとか、そういうことになろうかと思えますが、現在まではその前に、時効になる前の分は納めてもらっているという状況ですので、今後はその分が早目に解消できるような話し合いを詰めていきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、この第三セクターの問題にしても感じるのは、市の行政権限の消極性を感じるわけですよ。直接に利害関係を有しない相手ならばいざ知らずですけども、本市の予算の大きな部分を占めるこの市税が、市税の大部分を、市税の1.5%程度ですか、そこらあたりを占めておりながら、滞納しているセンターの経営改善と点検がすごく消極的で、これに対して経営改善と点検をきちっとやっていかないと、それは行政の責務であり、そしてまた、議会もきちっとチェックしていかねばならないと思えますが。ただ、だらだらだらだらやってこられるんでは、一般市民に対してどういう申し開きができますか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

先ほども申しましたように、昨年まではこの税の問題については、西日本医療と市の考え方について合致点がまだなかったわけですね。ということが、文書そのものによって、減免できないというものを差し上げてなかったということが大きなネックであったわけです。そういうことから、今まさにこのことを詰めている段階でございます。もうしばらくこの部分については時間をお貸し願いたいと思えます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（２番 中家多恵子君）

最後に、情報公開条例以前の問題でございますが、先の佐々木議員の質問にもありましたけれども、今市長が私の答弁に対しても、情報システムとか、待つまでもなく情報を確実にやってる云々とおっしゃいましたけれども。残念なことに中間市は、第三次総合計画をつくって、その中で市民の方にアンケートをとられて、これは平成６年の８月３１日にとられてるわけですね。１,９６８枚回収、回収率７７.２％ですね。その中で、市民の意見や要望などを積極的に市政に取り入れていくためには、どのようなことをしたらよいと思えますか選んでくださいというのがあって、これは私、藤田市長の生前のときも議会で一般質問したと思います。市民の意見や要望の市政への反映方法については、要望や意見を聞く世論調査を行うは３６.８％と第１位を占め、要望や意見を聞くはがきを配るが２２.５％、市役所に市民相談室を設ける１９.１％ということですね。

本当にあれですね、このはがきとか、今ここに明るいまちづくりアイデア募集ということで、やっと役所の一画にこういう用紙を配付して入れていただくようにはされましたけれども、これは役所に来た方だけしかわかんないような形で、公民館の方にでも置くということですけども、一方は前進したんですが。もうほかの自治体では、これはちょっと私が宗像に一市民として行ったときに、もうこうした形で、宗像市長行きと、切手張らずにお出してください。そして、市長への手紙については、市民の皆さんの提言、意見、要望などを手紙にして市長へ届けませんか。あなたの声が市政に反映されます。ホームページや広報紙で、あなたの手紙を匿名で公開する場合がありますと。そして、ちゃんとホームページアドレスからメールアドレス、そしてあなたの声を待ってますと、問い合わせ先は広聴広報課とか。そしてこちらには、きちっとお手紙が書けるようにして、そして回答を希望する人は記入してください、住所、電話番号、そういう形で、あなたの声を待っていますということで、ファックスでこのまま送信しても可能ですよという形をとったものが役所の入ったところにもありましたけど、こういう形。

それからまた、水巻なんかがしておりますように、隔年ごとに市の広報にはがきを添付して、切り取れるようにして、これだったら役所に来ない方でも自宅から書いてぽっと投函できる。

そういうような形で、市民の情報をより広く聞き、そしてそれを市政に反映するためにしてるわけですよ。どうしても役所での待ちとか、ある一部分では十分なことはできないと思いますが、その点も、新しい市長になりましたら、難しいことではありませんし、きょう私が質問したことは、検討するために何年もかかるような問題でもありませんし、お金のかかる問題でもありません。そのことについて、要はやはり開かれた市政、市民と行政が一緒になって、この中間市に住んでよかったという、そういう町をつくっていかねばならないんじゃないかと思いますが、市長にご答弁お願いします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

佐々木議員もそういった趣旨の話でもございましたし、そういった問題も含めて、本当に市民の皆さん方から信頼されるような、そういったまちづくりをつくるために、これから検討させていただきたいと思います。

議員（2番 中家多恵子君）

終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は良政クラブの植本種實でございます。これより質問通告書に基づき一般質問をいたします。

第1に、幼稚園、保育園、小・中学校の危機管理体制を伺います。

昨年6月、大阪の小学校で児童の殺傷事件がありました。児童8名が死亡、15人が重軽傷を負うという、あってはならない痛ましい事件であります。亡くなられた児童のご冥福と遺族の方々への心の安らぎが1日も早く訪れるのを祈りするばかりでございます。

本来楽しく、安全な学校で起きた事件であります。中間市においても絶対に起きないという保障はありません。そこで、安全対策と危機管理はどのようにされているかご質問いたします。

緊急時のマニュアルを作成すべきと思いますが、いかがされていますか。また、水防訓練や火災訓練は行われているようですが、この種の事件に対しての訓練等も必要だと思いますが、いかがされていますか。また、開かれた学校を目指すならば、門やフェンスはなくさなければなりません。児童の安全確保のためだけならば、門を閉じ、フェンスを高くしなければなりません。こういう矛盾をどのようにされていますかお尋ねいたします。また、児童の登下校の際の安全対策や事故防止などはどのようにされていますか。今市内に子供110番のポスター等が張られていますが、もっと実効性のあるものが必要ではないかと思えます。

次に、電話ボックスに置かれた時限爆弾の事件についてお尋ねいたします。

5月の13日に市役所前電話ボックスに、続いて21日にNTT前電話ボックスに、爆破物のような物を置いた段ボール箱が発見されました。市役所前の段ボール箱は手で市役所内を運んだと聞いております。幸いにも爆発はしませんでした。本当に爆発をしていれば、大勢の市民の方や職員が被害に遭ったと予想されます。また、21日のNTT前の事件では、煙が出ていて、消防車が出動したと聞いています。詳しい事件の真相をお知らせください。いたずらとしても、こういう悪質な事件の犯人は1日も早く捕まえなければならないと思えます。捜査の方はどうなっているのかお尋ねいたします。

それと同時に、市民の方々から安全に対する不安の声が上がっています。また、昨年末に起きた現職の市議員に対する暴力事件もまだ解決していません。こういう一連の事件は、中間市のイメージダウンにもなります。市民生活が安心して送れ、中間市が明るく、楽しい町であるというイメージアップを図る必要があると思います。どのような方策がとられているかお尋ねいたします。

最後に、市民プールについてお尋ねします。

まず、建設の計画を立てるまでの経過。そして、その計画を凍結した理由。それから、凍結しているのに13年度は1,000万円、本年度は200万円の建設積立基金をした理由。現在基金は幾らぐらいあるのですか。私は、凍結しているのであれば、積み立てる必要はないのではないかと思うのであります。

また、底井野地区に建設を予定されていると聞いていますが、用地確保など、現状はどうなっていますか。温水プールをつくると、以前大いに宣伝されていたようですが、地元の人たちは、つくるのかつくらないのかはっきりしてくれ。つくらないのであれば、毎年梅雨ときには大水が出て大変困っている、土地改良工事をしてくれと言われていています。どのように答えられますか。

中間市周辺には、レジャープールを含めプールはたくさんあり、これ以上、市独自に持つ必要はないと私は思います。本当に必要であれば、今学校にあるプールを有効に使えばよいと思います。私は、維持管理費が多くかかる温水プールは建設の必要がないと思います。よって、この際プール建設は断念し、総合運動公園をつくってはどうかと思います。緑豊かな川西地区の特色を生かし、垣生公園、市営球場、底井野地区、中底井野にある浮洲池までを含めた各種イベントができ、高齢者の方や体の不自由な方もゆっくり利用できる総合運動公園の建設を提案いたします。市長さんのご見解をお伺いいたします。

これで私の一般質問の第1回目を終わります。ありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

植本種實議員の保育園、幼稚園の危機管理体制についてのご質問にお答えをいたします。

保育園の対象が乳幼児であることは申し上げるまでもありませんが、乳幼児は発達上の特性や予測できない行動をとることがあるため、事故の発生が高い傾向にあります。また、事故による傷害は乳幼児の心身に多くの影響を及ぼすため、事故防止は保育の重大な目標であると認識をいたしております。

この観点から、保育園においては日ごろから園児の発達に合わせた安全指導に努めておりますが、その内容を説明いたしますと、日常の保育における安全性の確認はもちろんのこと、毎月実施する火災や事故を想定しての避難訓練、園外保育における交通安全ルールの指導、保育士や保護者を対象にした救急救命訓練及び通園時の送迎車に対しての安全性の確認などを実施しております。

次に、昨年6月8日、大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童刺殺事件後の対応についてお答えをいたします。

事件発生後、保護者に注意を促していましたが、ひまわり保育園周辺で不審者を見かけたとの連絡がありましたので、警察にパトロールを要請するとともに、防犯ブザーを購入し、保育士に携帯させることにいたしました。また、非常事態を想定したマニュアルを作成して、職員の危機管理意識の自覚と役割分担を確認し、避難訓練及び通園時、降園時のパトロールも実施をしております。なお、不審者につきましては、その後も数回あらわれましたが、保護者の協力で車のナンバーが特定できたため、10月に逮捕されました。

事件が発生して1年になりますが、幼い子供を預かる保育園といたしましては、1日の保育が終わって、園児を無事な状態で保護者に返すのが最低の義務と考えていますので、今後とも定期的なマニュアルの確認や避難訓練などを励行し、危機管理に努めてまいります。

なお、幼稚園につきましては、本市には私立幼稚園のみ8園あります。県の所轄となっております。従いまして、福岡県総務部私学振興課より、幼児の安全確保に関する緊急の取り組み、安全管理の点検等について、直接の指導が行われているところでございます。

次に、爆弾事件のその後の対策はどうされましたかの質問にお答えをいたします。

議員のお尋ねの爆弾事件については、5月13日と5月21日の2度発生しており、爆発物の仕掛けは、同様に家庭用の携帯コンロのガスボンベが2本と電池、そして起爆用の火薬が段ボール箱に詰められ、持ち上げるなど動かせばスイッチが入り、爆発することになっていたようでございます。

13日の事件については、市役所南側の公衆電話ボックスで発見され、落とし物として市役所案内に届けられた物を、職員が不審に思い、中間交番所及び110番通報し、県警爆発物処理班が出動して処理されました。このときは幸いにも発火せず、大事に至りませんでした。2回目の21日の本町交差点、元NTT前の公衆電話ボックスでは発火し、ボンという音と白い煙がボックス内に立ち込めていたのを通行人や付近の人が目撃をしております。このときは発火したものの爆発はしておらず、幸いにして大事に至っておりません。折尾署を初め県警鑑識班も出動し、事後処理がされ、現在折尾署を中心として捜査が進められていると聞いております。

さて、これらの事件後の市としての対応ですが、13日の事件後には、多くの人が集まる公衆の場である学校や施設、JR駅等に対し、不審物に対する取り扱いについて、職員が訪問し注意を促しております。

加えて、明るい街づくり推進室では、市内の公衆電話ボックスや各駅の駐輪場などの点検を午前と午後の2回行っております。

さらに、21日の事件後は、これらの点検活動を強化すべく、市民トイレや公園等の点検を市職員を中心として実施しております。

また、NTTや折尾署、市防犯協会、消防団と連携し、それぞれ各施設の点検を行い、各家庭に対しては、不審物に対する取り扱いの注意を促す文書を配布いたしております。

当面、この点検活動等については、6月中をめどに実施をすることにしており、以後は関係機関と協議し、対策を考えたいと思っております。

次に、市民プールについてのご質問にお答えをいたします。

市民プール建設の計画に至るまでの経緯につきましては、昭和62年に市民プール建設の企画・立案がなされ、建設場所などを含む課題の検討が重ねられてまいりました。

しかしながら、平成2年、市民会館建設の請願が提出され、同年9月、市議会にて採択されましたことを受けまして、市民プールと市民会館のどちらの建設を優先させるべきかを財政状況等も含め慎重な検討がなされた結果、市民会館建設を優先させることを決定し、平成6年11月に市民会館の建設に着手し、平成8年7月に完成をいたしました。

ただ、この間における平成6年8月に、中間市第3次総合計画の策定に向けて実施した「市民意識調査」でのまとめにおきまして、市民の「一番必要とするスポーツ施設は」との設問に、45.6%の市民が「プール」を挙げております。

このため、平成7年に策定されました総合計画の中に「市民プール建設」が最重要課題として掲げられ、市民プール建設に向けた準備が進められる中で、平成8年6月には市内での「市民プール建設構想検討委員会」が設置をされ、本格的建設に向けた取り組みの態勢が確立をされ、また、時期を同じくするように、2,600名余の署名を添えた「市民プールの建設を要求する請願」が市議会に提出され、6月議会で採択をされております。

こうしたことから、平成9年4月、「市民プール建設基本構想」が策定をされ、事実上、市民プール建設に向けた取り組みがスタートされました。

市民プール建設基本構想は、底井野小学校北側の約3万2,000平方メートルの市街化農地を建設場所とし、室内25メートルの温水プールやトレーニングジム、また、屋外には流水プールを備えた本格的なスポーツ施設を計画し、あわせて、隣接します底井野小学校から要望がございました「御座の瀬山」の整備につきましても、市民プールと一体化した事業計画がなされました。

なお、この基本構想につきましては、平成9年4月、事業の実施に向けて市議会との協議がなされ、その後の5月には地元駐在員と、6月には請願者代表や地元選出議員とも協議が行われ、引き続いて地権者説明会、11月には地元説明会も開催され、関係者からの了承が得られたところでございます。同年12月の市議会全員協議会では、平成10年度から着手することが報告をされております。

事業の実施につきましては、市民会館「ハーモニーホール」の建設直後であったことから、財政状況をも勘案し、平成10年度から平成14年度までの5カ年事業といたし、平成10年に「水と緑のふれあい公園整備事業」として本格的に事業に着手されたものでありますが、その計画を凍結した理由といたしましては、市民プールへの進入道路取付けが、御座の瀬山と底井野小学校の校庭との間に計画されていたことから、先の平成7年4月、底井野小学校近辺

で発生した学童の交通事故の記憶がさめやらない状況であったことから、新設される取付け道路の安全性について学校関係者からの疑義や、プールからの騒音問題、さらに、御座の瀬山を一般に開放することによる青少年の防犯問題など、教育上好ましくないといった意見が出されましたことから、そうした意見や要望に沿うため、さまざまな対策の検討がなされましたが、結果的にはご理解を得られないまま、こうした諸事情から、藤田前市長のご決断によりまして、一たん凍結されることになりました。

基金200万円を積み立てた理由についてでございますが、中間市市民プール建設基金につきましては、平成8年10月に、市民プール建設事業の財源に充当するため、「中間市市民プール建設基金」を設置したものであります。

平成14年3月現在で、プール建設基金の総額は2億8,600万円であります。

また、基金条例の第4条に、基金の運用から生ずる収益は、一般会計に計上して、その基金に繰り入れなければならないと定めていることから、本年度の運用益として200万円を見込み、計上いたしているものであります。

予定地での用地確保につきましては、当時、地権者より建設用地として買収の理解が得られましたことから、「土地収用法」による用地買収を申請し、その事業認可を受けておりましたが、事業凍結による買収未完了で1年を経過したことから、平成12年2月、自動的にその効力を失効し、未買収のまま、今日を迎えております。

次に、総合運動公園をつくってはどうかとのご質問につきましては、現在、遠賀川河川敷での幅広いスポーツの利用があることから、市民などが年間を通して活用できるグラウンド等の整備が求められているところであります。しかしながら、用地買収費や建設費を含む多額の事業費が見込まれることから、今後の検討課題としたいと思っております。

なお、小・中学校における危機管理体制につきましては、教育長より答弁をいたします。

議長（岩崎 三次君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

小・中学校における危機管理体制についてお答えいたします。

学校が安全で安心して子供たちの生活できる場であることは、保護者を初め市民の皆様の期待するところであり、日ごろから学校の安全管理には十分留意し、学校長に対し指導しているところであります。

さて、昨年6月8日に大阪教育大学附属池田小学校で起きた事件を受け、教育委員会としましても、早急に学校の安全管理・危機管理体制について、点検、指導、改善等を行いました。

具体的には、事件当日、午後3時に各小・中学校に対し、事件の概要を知らせ、学校の安全確保に関する再点検を指示しました。6月12日には、臨時校長会議を招集し、外部侵入者に対する学校の安全管理について協議を行い、具

体的な対応策について検討を行いました。

このことを受け、特に小学校では、折尾警察署などと連携をとりながら、防犯訓練や防犯教室を実施したり、各教室に防犯ブザーを設置したりと、学校内外における危機管理体制のさらなる充実を図りました。また、各学校に「部外者立ち入り禁止」の看板も設置いたしました。

7月10日には、教育委員会としまして、市内全小・中学校長と青少年育成市民会議、町内公民館、婦人会、体育協会、体育指導委員会、スポーツ少年団等、子供たちの健全育成に深いかかわりを持つ皆様に中間市中央公民館にお集まりいただき、池田小での事件を受け、緊急アピールを行いました。そこで、学校との連携をお願いし、また、各小・中学校長も子供の安全確保に対するアピールを行い、地域と学校との連携強化を要請しました。

その後、各学校において具体的な取り組みが行われています。一例を挙げますと、中間小学校では、児童の安全確保を目的に「なかまっ子を守る会」の会員を募集しましたところ、170名を超える地域の皆様方の協力を得ることができ、より多くの方々の目が子供たちに向けられるようになりました。

そのほか、現在、各小・中学校においてどのような危機管理が行われているか、幾つか例を挙げますと、各学校には危機管理マニュアルが整備されています。学校によっては、来校者に名札や腕章等の着用をお願いしたり、教職員による積極的な声かけで来校者の身元確認を行ったりしています。また、教職員の具体的な役割分担を定め、校内巡回を行い、児童、生徒等の状況把握に努めています。

登下校に関しては、「子ども110番の家」等、緊急避難できる場所を児童、生徒に周知するとともに、万一の事態が発生したときの対処法についても、児童、生徒に対し機会あるごとに指導しているところであります。

また、必要に応じ、防犯ブザーの貸し出し等も行えるようにしています。

不審者情報があった場合や不審者の立ち入りなど緊急時には、PTAや地域との連携・協力のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内外の巡回等の取り組みが行える体制を整えています。

子供の命を守るということは、何にも増して重要なことであり、池田小学校での事件を教訓に、今後とも学校における危機管理体制の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

質問させていただきます。

先ほどのご答弁の中に、ひまわり保育園で何か事件があったということをやっとご答弁があったんですけど、どういう内容か、ちょっと差し支えなければ教えてください。

議長（岩崎 三次君）

岡部民生部長。

民生部長（岡部 数敏君）

お答えいたします。

保育園の園長から聞いたところによりますと、6月22日に、保護者から園の周りに不審者がおるということで、これは保護者に対してのわいせつ行為的なものであって、6月27日と29日にも、同一人物が園の周りをうろついていたということです。そして、7月16日に、保護者から車のナンバーがわかったということで中間の派出所の方に届けられて、10月2日に逮捕されたという経緯でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。船津教育長にちょっとお尋ねいたしますが、小学校、中学校では、水防訓練や火災訓練は行われていると思いますけれども、こういうような、この種の事件に対しての訓練とかのようなものは行われていますか。

議長（岩崎 三次君）

加賀指導課長。

指導課長（加賀 利男君）

先ほど教育長の答弁の中にもございましたが、特に昨年大阪の池田小の事件が起こった後は、小学校は、特に折尾署なんかと連携を図りまして防犯教室等も行っておりますし、中学校でも、そういう外部の侵入者に対する緊急時に対してどういう行動をとるかということを含めましたそういう教室を、指導等を行っております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

わかりました。この事件を受けて、福岡市の教育委員会では、2階にあった職員室や事務所を1階玄関に移したり、校庭や玄関を見渡せる場所に移している。また、フェンスや校門などを改修したり、感知センサーつきモニターなど防犯システムを置いているというふうに、福岡市の方では工夫していますけれども、当市中間市ではどのようにされておりましたか。

議長（岩崎 三次君）

加賀指導課長。

指導課長（加賀 利男君）

市内の小・中学校の中で、1階にいわゆる職員室、事務室等がないという学校が、実は2校ございます。西小学校と北小学校でございます。そういうことで、昨年大阪の事件が起こりまして、特にその2小学校につきましては、例えば西小学校においては、校門等に向けて校舎の方からビデオカメラを設置しまして、校長室、職員室等で常時見れるような状態にしている。また、1階の

方に1年生等がおりますので、特に朝、それから休み時間、昼休み、放課後等は、管理職を中心に校内の巡視、巡回等を行っているということで、常にそういう外部の侵入等を目を光らせていると、そういう状況にはございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。それと、「子ども110番」のポスターがたくさん張られていますけれども、これがもう少し実効力のあるポスターの張り方にしてもらいたいと思いますけれども、その辺のことはどういうふうに考えられておられますか。

議長（岩崎 三次君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

「子ども110番」の動きは、中間市の場合、PTAの方から発想されまして、運動としてでき上がった経緯があります。それに対して、行政が措置をして、推進するという立場になりました。

実効ある張り方というご指摘でございますので、その辺のところ、改良、改善を加えていきたいと思っております。実績としては、やはり小さい子供さんだけでなく、若い女性等も、そういうところに駆け込んだという事例も過去一、二回あっております。いろいろな意味におきまして、子ども110番の実効性が薄いというご指摘のようですので、もう一度、その辺のところは再検討して、改善策を考えたいと思っております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

子供の安全というのは、守り過ぎてはいけない。かといって、野放しにしても、非常にデリケートで難しいことだと思いますけれども、一生懸命やっていただきたいと思います。

続いて、爆弾事件、時限爆弾のことについてお尋ねいたしますが、こういう一連の事件があれば、やっぱり中間市、イメージがあんまりよくありません。中間市は、本当は明るく楽しい町ですので、本当の姿を知らせる意味でも、もう少しイメージアップを図る行事などをしなきゃならないと思いますけれども、市長さん、その辺についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今月の初めだったんですけれども、各小学校、それから中学校、それから二つある高校生の代表の方が市長室にお見えになりまして、「中間で一番嫌なことは何ですか」という、その質問に対しまして、小さな小学校の子供たちが、

先ほど植本議員から提起をされました爆弾事件なり、昨年の山本議員の事件、この2つを挙げられまして、早急にやっぱり明るい町にしてくれと、そういう実は話もあの小学校の子供からも出た経緯もございますので、行政を預かる者といたしましても、そういうことが二度とあってはならないように、これからも関係機関等含めて十分な体制をとってまいりたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

本当に中間市は、私たち生まれて育って、明るく楽しい町なんですけれども、イメージからすると、少し悪いようにありますけれども、私たち全員が一生懸命努力して、中間市が本当はいい町だということを日本全国に発信していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、市民プールについてお尋ねいたします。

市民プール凍結しているんなら、もう中断して、中止して、新しい進路を築いてはどうかと思っておりますが、その辺についてどう思われますか。

また、私は、総合運動公園を提言してはおりますけれども、これも余り費用のからない、車いす専用の散歩道があるような、緑豊かな公園を想定しておりますので、その辺のことをよろしく願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

2億何がしの今基金が残っているわけでごさいますして、先ほど植本議員の方からも言われましたように、総合運動公園ですか、そういった問題も含めて、将来の問題として、これからぜひ計画をしていかなきゃならない、そういった問題ではないかと思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

財政厳しき折、いろんなものをつくれ、あれせい、ああせいこうせいちゅうのも、私自身の少しつらいところでもありますけれども、地元の方は、やはりどうなっているんだろうと、どうなるんだということ、疑問はたくさん抱えておられます。その辺のことも的確に行政としてこたえていただいて、私の一般質問を終わります。誠にありがとうございました。

.....

議長（岩崎 三次君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

.....

午後 1 時00分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

自民クラブの杉原茂雄です。一般質問を行います。

質問書は既に提出しておりますから、答弁書も準備されておることと思えます。しかし、市民の皆さんに聞いていただくためにも、私の主張を織り込みながら、質問書の趣旨を申し述べさせていただきます。

今、今日、大島市長へ課せられた市民の望みというものは、まさに聖域なき財政改革ではないか。それが至上命令ではないでしょうか。つまり、破綻に瀕している財政を立て直さないことには、市民の要求や期待にはこたえられないからであります。つまり、ないそでは振れないでは、市民は途方に暮れ、怒りを発するであります。

私は、市の財政は既に破綻をしていると断じておるものの一人ではありますが、それは、起債という名の借金によって、昨年来、とりわけ地方交付税の減額による見返り分を予算に臨時特別起債として組み込まれているこの仕組みをもってしても、これはまさに異常だと言わざるを得ません。

このことは、家庭の家計簿に引き直してみれば、よくわかるのではないのでしょうか。市の台所であれ、市の財政であれ、家庭の台所であれ、入るをもって出るを制するということは、財政や家計を運営する上での根本的な原理であります。

バブル崩壊後、今日まで10年余を過ぎる中で、なおデフレ不況というまことに厳しい経済環境の中で、市民は非常に苦しみ、苦しめられています。市税収入も、今後まだまだ落ち込んでいくであります。また、国からの交付税も年々、今以上に減らされてくるであろうことは、容易に推測されます。

交付税を減らされた分を起債という借金で充てることを認め、その返済も将来何とかするだろうという当てにならない国の言い分にのっかって、出るを制しない旧態依然たる無責任な財政運営には、もはやその限界もあり、許されない局面に向かっていると断じるものであります。

出るを制することは、財政改革の構造的な根本改革なくして実現できません。改革とは、本当の意味の改革とは、革命的変革だと言っても言い過ぎではないと思います。痛みを伴うということは避けられない。

出の中で一番比重を占めておるのは、言うまでもなく、人件費であります。市税収入は約38億円ばかり。一方、人件費は約40億を超えます。この人件費を一般会計に、本年度一般会計に計上されておる人件費40億、これから特別職関係2億6,000万ばかりを除きまして、一般会計の予算上にのっておる379人という職員数でこれを割りますと、算術計算ではあります、割りますと、何と1人当たりの年間給与所得は980万ぐらいになるんですね。な

べて平均ですよ。こういう数字は、市民の皆さん方は、役所に勤めとる人が一番いいなという感情は持っておりまして、具体的な意味でどれぐらいの実入りがあるんだろうなという点については、余りご存じないんじゃないですか。

つまり、こういう異常と言うほかのないこの実態に、手術、思い切った手術のメスを入れなきゃならない。それが、まず改革の第一歩だと、私はこのように思います。もちろん、このことには、当然内外の抵抗勢力としての反発はありましょう。本当に改革をしようとするれば、必ず抵抗勢力とは決定的に対立するものです。そういう関係にあります。しかし、もう背に腹はかえられないというところまで来ておるのが、私は中間の財政実態だと、若干の痛みはお互い受容してもらわなきゃならん、そう思うものであります。

もちろん、これは、長い間の放漫行政というか、惰性になり切った組織のそれを構成する人々の精神性の墮落や極めて無責任な事態から、今日のようなツケが決算として求められてきたんだと、もちろん、これには、私もそれを許してきた一員としての責任は当然あるものであります。だからこそ、もやは見過ごしにはできないのだ。

財政改革やシステム制度の根本的な見直しや既得権的な諸問題の解消なくしては、そのツケやら痛みというものは、逆に各分野における諸施策の中で4万市民の皆さんに転嫁されていくんだと、つまり、市民のために中間市という組織があるのではなくて、市役所という組織のために市民があるという、そういうばかげた関係をつくり出しておると、このように考えるものであります。

再度申し上げます。真の意味での根本的な行政改革とは、まさに革命的な変革の断行でもある。それだけに、既得権を保守しようとする抵抗勢力もありましょう。しかし、4万8,000市民は、改革を決断、断行することに対する支持者なんです。この市民の信頼を踏まえて、市民の要求、声にこたえるためにも、勇気を出さなくてはならない、かように考えます。

幸いに、大島さん、あなたが、あなたの市長就任に当たったの抱負の第一声は、「株式会社中間市役所を目指した政策を実現する」と宣言されました。この言葉は、単なる観念的な精神論や空念仏ではないと私は理解をしています。耳当たりのいいスローガンや響きのいいかけ声では済まされない厳しい時代では、その時代と財政実態を踏まえた上での決意であろうと、大いに賛意を表明し、そのためにはいかなる協力も惜しまないものであります。

このことは、大島市長、あなた自身が民間会社に籍を置き、16年間の市会議員としての経験を踏まえながら、経営の自治体であれ会社経営であれ、経営のありようは一番よく知っておるからではないでしょうか。その経営責任者としての自覚、決意、理念、そしてそれを実行する表明であろうと私は確信するものであります。粉飾的な財政運営に終止符を打ち、公務員天国と言われるような体質とその構造の変革のために、その方向づけを大島市長は必ずやるであろうという大いなる願いと期待を持っております。「株式会社中間市役所」への宣言表明に大いに共鳴しながら、今後の改革に取り組んでいただきたいと思います。

市長というのは、全市民から一人選ばれる中間市という最高の経営責任者なんです。したがって、その市長に勇気と決断と実行の心意気、志があるならば、それは断行可能、遂行可能です。市長の持つ権限と、その保障された政治力というか、政策実行力というものは、私は極めて決定的な大きなものを有しておるんだと、そのようにも考えるがゆえに、どうか4万8,000市民の絶対的支持を信頼して、断固とした改革推進に当たっていただきたいと思いません。

以上をもって、前段の質問を終わらさせていただきます。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

ご質問をお答えいたしますけれども、先ほど杉原議員の質問の中身と申しますか、まさに中間市が当面抱えております、そういったいろんな課題について率直に述べていただきまして、いわば、私自身も共通の認識に立っているところでございまして、大変ありがたい助言だと、このように考えておりまして、勇気を持って、これからも頑張っていきたいと、このように考えているところでございます。

さて、出されました中身につきまして、逐次ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政問題についてのご質問にお答えをいたします。

本市の財政状況は、市広報でも掲載いたしておりますように、平成12年度決算における経常収支比率は92.4%、公債費負担比率は14.6%となっており、このことは、投資的経費に対する一般財源が極めて少なくなっており、将来に対する社会資本整備に要する財源確保に最大限の注意が必要なことから、今回の黄色信号という表現をさせていただきました。

このことは、本市だけの問題ではなく、景気の低迷により、国の所得税及び地方の市税収入等が低下している昨今、全国的な地方財政の危機が問題となっております。

本市の平成14年度の当初予算で行いました補助金及び委託料の削減、さらには職員給与の一部削減、旅費の改正等により歳出の削減を図っているところですが、さらに、行政評価システムの導入等により事業の見直しを図っていきたく思っております。

今後の投資的経費は、住環境整備の充実を掲げ、生活に密着している道路補修や市営住宅及び小・中学校、あるいは武道館及び弓道場など、教育施設の改善等を当面の課題と位置づけ、さらに、公共下水道事業においては、将来の公債費の支払い等を十分検討しながら事業の推進を図り、赤信号がつかないように、一つ一つ地道に取り組んでいく所存であります。

また、平成12年度決算におきましては、一般会計で5億5,000万円の黒字を計上し、住宅新築資金等特別会計の赤字4億8,000万円を合わせた普通会計決算では、わずかではありますが、6,400万円の黒字決算となっ

ております。

また、平成13年度におきましても、普通会計決算では、例年どおりの黒字決算を確保することができる見込みであります。

この間、起債の借入額も9億7,000万円と、平年ペースより極めて低く抑えており、できるだけ早期に公債費負担比率の低下を見るよう、最大限努力しているところであります。

議員ご指摘の破綻的財政運営ではなく、常に中・長期的な財政計画の見直しを行い、厳しい財政事情の中、何とかやりくりを行い、福祉の充実と住みよいまちづくりができるよう、最大限努力をしているところであります。

また、議員ご指摘のように、起債の範囲が事業目的ごとに運用されていたものが、近年、減税や地方交付税財源の不足に起債が適用されてきております。

本市においても、平成12年度決算までの起債残高で申しますと、普通会計残高193億円に対しまして、事業用以外の起債は、減税補てん債等21億円余りありますので、その分を除いた本市の事業分は170億円であり、さらに、平成13年度、平成14年度臨時財政対策債等の起債が10億円近く増加をいたしますが、本市の事業分の借入額を少なくしているため、全体の起債総額は下がりますが、減税等事業用以外の分については、全体の20%前後になり、急激に増加する傾向にあります。

国の借金が世界的に見ても異常な事態を迎える中で、この先どのようになるかは見えていませんが、急激な景気回復は望めず、地方交付税の減額等、極めて厳しい認識はしているつもりであります。

今後とも、歳出の抑制、経費削減等を積極的に行っていくながら、いち早く国の制度の改革、あるいは国に対して地方の安定的な財源の確保等を市長会等を通じまして要望していきたいと考えております。

次に、人件費の抑制、削減、人員の適正化、年功序列給与の見直し等を速やかにとのご質問についてお答えをいたします。

21世紀を迎えた今日、社会情勢は目まぐるしく変化し、行政需要も多様化、複雑化の一途をたどっております。

本市におきましては、平成9年度から第2次行政改革に鋭意取り組み、機構改革を初めとして職員の削減など、さまざまな改革を実施してまいったところであり、この間、介護保険制度の導入や地方分権による権限委譲に伴う事務量は増加しておりますが、これに対する増員を機構の見直しなどを実施して極力抑制してまいりました。その結果といたしまして、平成14年4月1日におきましては、定数602名に対して、実人員は545名で、職員数は定数の約90%となっております。

今後とも、特に福祉、環境分野等における新たな行政需要の増大、権限委譲による事務事業の増大が考えられますが、今後とも、より一層の行政改革の推進に励み、人員の適正化等に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、国による公務員制度の抜本的改革が予定されておきまして、これに伴い、地方公務員制度の改革も実施されることになっております。その改

草案の骨子は、年功偏重型から能力主義への変革を目標としており、任用や評価等の諸制度が複合的に機能する人事管理システムの再構築では、組織目標や行動基準の明確化を図ることで、機動的かつ弾力的な組織や人事管理を実現しようとするものであります。

当市におきましても、すぐれた執務能力を持つ職員の育成に努め、議員ご指摘のとおり、多くの市民の負託にこたえられるような行政組織の構築と人材育成に努めてまいります。

今後とも、市政運営に対し大所高所からご助言、ご指導を賜りますよう、この席をおかりいたしましてお願いを申し上げます。

次に、市立病院の開設以来、今日までの一般会計より繰り出された総額は幾らになりますかとの質問にお答えをいたします。

昭和40年開設以来、平成13年度までの総額は21億6,988万2,000円となっております。

次に、企業債の総額、年償還額、累積赤字額は幾らですかとの質問についてお答えをいたします。

企業債の総額については19億1,000万円で、未償還額は、平成14年3月31日現在14億831万円であり、平成14年度償還額は1億4,570万6,000円であります。償還のピークは、平成15年度の年間1億5,278万2,000円でありまして、以後、毎年度減少するものであります。累積欠損額は、平成12年度末現在5億8,153万7,000円であります。

次に、厳しい経営環境の中で、一般会計負担を減じ、赤字経営からの脱却を図る改革路線方策を示していただきたいとのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のように、自治体病院は、地方公営企業法によって、公共性と企業性をともに発揮して地域住民の医療、福祉に寄与するものと定められており、公共的な高度医療、救急医療など不採算医療について一定の基準で一般会計から繰出金を出し、その他の部分については独立採算で運営することが定められております。

この繰出金については、その所要額を毎年度地方財政計画に計上し、普通地方交付税で財政措置が講じられているものであります。

また、議員ご指摘のように、赤字経営は昭和63年度より平成4年度まで一時的に解消したものの、平成5年度より再び赤字決算となり、平成12年度決算まで、先ほど申しましたように、累積欠損金は5億8,153万7,000円となっております。

しかし、院長を初め病院職員の努力により、平成13年度は約1億900万円の黒字決算を計上できる予定であり、その結果、累積欠損金は約4億7,100万円となります。

累積欠損金は、中間市立病院開設時から抱えてきた難題であり、公共性、企業性という理念遂行が公立病院として非常に難しい問題ではありますが、現在置かれている状況をこのまま放置しておくわけではありません。赤字経営が、今

日、自治体病院の存続の是非をまさに問われているのも、これまた事実でございます。

本市立病院におきましては、まず累積欠損金の解消を最優先に考え、平成13年度より診療報酬明細書の精度を高めるため、医事業務を専門業者に委託し、また、将来的には外部委託ができる部内を洗い直す予定であり、病院職員の意識改革を行うための研修等も積極的に行うつもりであります。また、市民のための救急医療を充実させるため、外科・内科の専門医による夜間救急の受け入れ体制の準備を行っており、既に内科医当直の夜は外科医を自宅待機させ、市民の不慮の事故、急病に備えております。

いずれにいたしましても、近年、医療環境がますます厳しくなる中、遠賀中間医師会におきましても、中間市立病院が管内の中核病院として高い評価を受けている中、地域住民が安心できる生活環境と健康を守る医療施設であることを銘記し、健全経営を図っていく所存であります。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

職員定数と採用問題についてお伺いしたいと思うんですが、とにかく私もうかつなんですけど、昭和61年に行政改革大綱という、これは組織内だけで、時代の中での判断で、改革せにゃいかんということで出された中に幾つかあるわけですが、その中に、まず一つは、定数が、この当時調べてみますと、昭和60年ごろの定数が548人、これを5年間で5%減ずるんだと、こうなっとるわけね。そして、これは実際どうなっとるんか。

それから次に、平成8年に、今度は民間の方たちも参加していただいた行政改革の審議の中での提言として、このときの定数が593人、これを5カ年間で10%減らすんだと、こういう提言をされて、もっとも、給与問題その他あるんですがね。

16年前、6年前、そして今日、きょう今は602名、実数はそれを下回っておるようなんですけれども、ところが、ちょっとこうあれなんです、一般会計の予算書の中では370何名かですね。あの職員数を上げて、予算説明書の中では379名か、で出とるんだね。ところが、給与関係の行政職の資料を見ますと、それでは404名出とるんだね。もちろん、これは水道やら病院の企業会計別にしてですよ。一般職と消防とその他、選管とか管理、そういう部局を入れた。

つまり、昔、そういうふうな作業が全く実を結ばなかったのかなという疑念と、もっとも、介護保険問題とか、いろいろ時代の要求に基づく、また制度的な問題から生まれてきたことでの要員の必要性というものも生まれたんであろうけれども、しかし、率直に言って、実感として申し上げますと、やはり一般職その他、職員の数が多いという、この実感だけは、私だけではなく、市民感情としても私は免れんだろうと、行政需要にこたえていくためのいろいろな努力はされておるんだろうけど、そこんところで、こういう数字なんかについてど

ういうふうに、執行部の専門的な立場の方々はどう把握されておるんですか、また、どう認識したらいいんでしょうかね。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど杉原議員がおっしゃいました61年の第1次行革のときも、確かに定員ちゅうか、人員数の削減が出ておりましたけど、実態として、そんなには進んでなかったというふうに認識をしております。定員の・・・人員の削減が、そんなに進んでなかったというふうに考えております。

それで、平成8年の行革の中では、ちょっと言葉の取り違いがあるかと思いますが、定数の削減ということではなくて、人員の削減ということで表現をさしていただいております。職員数の削減については、当時、先ほど議員が申されましたように、平成9年の1月1日付で593名在職しておりました。それで、昨年12月・・・12年度の4月1日までで、一応41人の人員を削減しております。大方約6.9%になろうかと思えます。

なおかつ、今、先ほど市長の方からありましたように、定数の603名に対して（「602だろう」の声あり）定数は603・・・失礼しました。602です。に対して、今約90%の割合というふうになっておりますので、人員については、ただ先ほど言われましたように、数字が、私どもの分析の仕方としては一般行政職、それと企業会計職員、そういったふうに分け方をする場合と、会計では普通会計の職員、それから特別会計の職員という分け方をしますので、数字がいろいろ変化することがあるかと思えます。

ただ、私どもの比較としては、一般行政職としては、平成13年度では269名でございます。これは消防、それから病院、そういった部分を除いた・・・それと教育ですね、そういったものを除いた職員で一般行政職という表現をしておりますけど、それは269名でございます。

これ、ちなみに類似団体というのがございまして、福岡県で、九州では古賀市しかありません。それから、隣の山口県では光市と下松、小野田市というところがありまして、人口規模もほぼ本市とよく似ております。そういったところと比較しましても、一般行政職の規模では、ほぼ、中間市よりも下回っているのは小野田市が1市で、ほぼ同じような数字になっているというふうに認識をいたしております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

給与のあなた方から出された資料を見ますと、一般行政職で6級ですか、6級ちゅうのは6等級ちゅうと、それから上ですね。この職員の占める数というのが大体6割超えるんよね。病院なんかでも、病院の場合は、この4級職と

いうんか、それから上の、例えば看護婦さん49人、その49人のうちの70%が、つまり32万以上の給与所得者なんだな。行政職は、これは37万以上が6割占めるんだな。

つまり、これは年功序列の典型的な姿なんだな、これ。同時に、高齢化を、ある意味では何か高齢化、年功序列と病院の場合なんかはかなり高齢化しとるんだな、これは。だから、高齢化すりゃするほど、給料高くなるんだな。ここらあたりの見直しを思い切って改革しなきゃいかん。

先ほど、国がようやく始まったということなんですけど、私は、国であろうと、どこでも、とにかく出るものをね。理不尽なことを申し上げるつもりはないんですね。とにかく、民間の今の厳しいリストラや賃下げや、厳しい状況を考えるときに、市民のためにある皆さんたちが、ちょっとそこらは、ぬるま湯につかったようなことは許されないという、そういう感情もあって申し上げておるわけですが、それは、言うならば、今後の採用の問題とも兼ね合ってくる。

私は、当分、採用は、新規採用は見合わせるべきだと、むしろ採用・専門的行政職は、専門的な職分の分野については別としても、一般的な意味での分野については、むしろ私は思い切ってこの際、民間で15年、20年と中間管理職として働いてきたすばらしい人たちが多くリストラでね、そういう人材がたくさんいるんですね。そういう層を思い切って、私は、何名かでも吸収しながら、中間における中間管理職として、もう2年もすれば、それはすごいものになるだろうと、つまり、そういう異文化を入れてやるようなことをも考えながら、今後の採用問題等を考えるべきだと、若い人であれば安いからいいんだということじゃ、私はないと思うね。

だから、本当の意味で人材を求め、組織の質を高めるとするならば、そういう思い切ったやり方をね。この前、県では、新設高校の校長を求めていましたけど、そりゃもう特殊な例、私は、一般的な問題として、やはり民間から人材を求めるべきだと、誠に申しわけないけれども、皆さん方管理職が反発はあろうけれども、私は、やはりこれらの人材は求めないことには私は変わらんと、このように実は思いますが、その点、市長どうですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

大変いい、すばらしい助言をいただきました。ただ、即ってということ、例えば来年度ちゅうところまでには行かないかと思えますけれども、これからの課題として、あるいは私も、株式会社中間市役所、それを表題といたしておりますので、そういった優秀な人材が何としても必要だという認識は持っておりますので、検討させていただきたいと思えます。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

今後10年間ぐらいしますと、退職金が約60億ぐらい要るんだな。じゃな

いでしょうか、いかがでしょうか。その点ちょっと、専門的立場にある方、お答えしてください。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

一応、私どもで平成14年から約10年間の25年まで想定した数値でございますが、一般会計におきましては61億ぐらいの退職金でございます。それから、水道、病院等合わせました総計におきましては、約70億強、70億、71億ぐらいでしょうか、ということでさして（「水道と病院だけ」の声あり）水道が2億8,000万、病院につきましては6億2,000万ほどの退職金を見込んでおります。（発言の声あり）はい。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

先般もちょっと質問で出とりましたけど、保育所の問題・・保育所の問題というか、統合問題もですけど、それはそれで大いに検討しながら積極的に進めていただく必要があると思いますけれども、もう現代の姿を・・姿というか、職員数を早く配転なりしながら減ずるべきですよ。そりゃもう民間との比較においても、そうする必要に迫られておる。そうすることによって、私は、保育の内容の質も変わってくるはずだと、こういうふうに思いますが、いかがなもんですかね。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういった意味で、今度の保育所の統合というのを早期にやるように考えているわけですが、これも杉原議員の方から指摘がありましたように、大変高齢化いたしておりまして、人件費に占める割合が大変大きくなっております。

したがって、さりとて、即首を切るってということにはならないわけございまして、そこが一番難しい問題でございますが、中でもやらにゃいかんのは、厚生省基準の問題も含めて、今度の統合しようと、そういうところまで踏み込んで、適正な人員配置といいますか、そういうものはぜひ検討さしていただきたいと、このように考えています。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

先ほど、市立病院に対してのお答えの中で、何ほか今後は黒字が出ていくんだと、その黒字が出ていく前提には、一般会計繰り出しの1億四、五千万がのけてのことなんですか、それとも入ってのことなんですか、改めて伺います。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

入ってのことでございます。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

入ってる、入ってるわけ……。一般会計から1億四、五千万を繰り出すということは、これは当たり前なことなんですか。企業会計というのは、本来、その企業としての独立採算制によって行うというのが筋だと思うんだけど、何かこれが入る、何かそれを入れなきゃならない義務的な理由というか、根拠というものはあるわけなんですか、ちょっとどなたか……。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

平成13年度におきましては、1億4,000万ほどの繰り出し金を市立病院に対していたしておりますが、従来よりもご説明いたしておりますように、市立病院の企業会計に対しまして、普通交付税という中に、算定資料の中に、市立病院の部分があります。ちなみに、平成13年度で私の方が拾い出しますと、約1億1,000万強の算定額等がっております。基本的には、国の指導、あるいは県の指導で、そういう経費については繰り出し金等で出すようにという指導のもとで、過去から繰り出し金をいたしておるところでございます。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

何ですか、この本年度は4億8,000万か、借金起債をやっとるわけですけど、これは今後も続くの、今後の見通しについて……。

議長（岩崎 三次君）

いいですか。（「借金の分です」の声あり）牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

議員ご指摘の分につきましては、昨年から新しくできました臨時財政対策債でございますが、これにつきましては、平成13、14、15年の3カ年の一応暫定ということでの法律になっておりますので、ただ、それ以降については、どのようになるかということは、まだはっきり私の方には示しはされておられません。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

先般来、ご指摘申し上げております職員厚生会の補助金問題は、その後どんなふうになっとるものでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

まだ、最終的な詰め段階には至っていませんが、そういう方向の方で今話を進めているところでございます。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

本年度の14年度予算案には、一応計上はされておるわけですがけれども、それは凍結されておるといふふうに理解していいんですか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

いえ、凍結というところまで行っておりません。話がついた時点で、例えば補正の減額とかは考えております。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

何です、何ですよ、4,000万も一挙になくするということは困難でもあろうと・・困難というか、相手もおることですからね。大体、相手という言葉自体がおかしいんだけど、まあそれは別として、もう市の財政上立ち行かないだからやむ得ませんよということで可能なんですね。私は、これはやはり、この条例だって、別に金額を定めとるわけやないんでね。1円からやな。ゼロではないけれども、1円から始まるという意味なんだよな、これね。

従いまして、とにかく、これはやっぱ社会の常識っていうか、市民感情や良識に、それを基準にして判断していけば、こういうご時世に、こうした特別待遇というか、今まで問題にならなかったからそれで済んだものの、やはり問題を指摘されれば、速やかにお互いこれを受容していくという観点に立っての作業にね。もし関係者があるならば、関係者は協力しながらやっていくべきだということを強く望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時52分休憩

.....

午後 2 時00分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第2 . 第34号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、第34号議案の条例改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

質疑といたしますか、お尋ねいたしますけれども、私、さっきの一般質問もいたしましたけれども、この第三セクターの税金は、14年度まで推定しますと、1億5,000……

議長（岩崎 三次君）

ちょっと、34号議案の条例改正ですよ。

議員（2番 中家多恵子君）

別の……ごめんなさい。失礼。失礼いたしました。

議長（岩崎 三次君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第34号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

.....

日程第3 . 第35号議案

日程第4 . 第36号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第3、第35号議案及び日程第4、第36号議案の条例改正2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第35号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案中間体育文化センター使用条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第5、第37号議案

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第5、第37号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。久好勝利君。

議員(10番 久好 勝利君)

平成14年5月10日発行の広報「なかま」に、このような記事が載っているんですが、「市では、昭和63年から住居表示を実施していますが、このたび市の住居表示審議会の答申に基づき、第12次の住居表示の実施案が決まり、5月1日に公示しましたのでお知らせします。なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項に基づき、公示の日から30日を経過する日までに、公示された案にかかわる字の区域内に住所を有する者で市の議会の議員及び長の選挙権を有する者50人以上の連署をもって、理由を付して、その案に対する変更の請求をすることができます」。

それで、公示の日から30日を経過する日までに、公示された案にかかわる字の区域内に住所を有する者で市の議会の議員及び長の選挙権を有する者50人以上の連署をもって、理由を付して、その案に対する変更の請求が出たとした場合に、どのように対応されるのか、伺います。

議長(岩崎 三次君)

勝原市民経済部長。

市民経済部長(勝原 直輝君)

お答えします。

以前、この中間市役所の近辺で中間一丁目から四丁目までに住居表示がされるときに、このように、この件についてあったように聞いております。その場合、民生経済委員会に付託されまして、原案の賛成の方と変更申請を希望される方、それぞれから公聴会を開いて意見聴取するような形になるかと思えます。

以上でございます。

議長(岩崎 三次君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第37号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。久好勝利君。

議員(10番 久好 勝利君)

先ほどの広報「なかま」の記事にありましたようなことで異議申請が出された場合に、当然、今市民経済部長が言われたような方向で処理するべきだと思います。

ところが、今回、第12次の住居表示に際して、この広報「なかま」を見られた市民から、ここに書いてあるとおりに、その50人以上の署名を集めて、関係課に異議申請をしたと、ところが、そのときには、もうこれが実施案と、こう書いてあるにもかかわらず、もうその実施のための準備をしているから、もうそれはやめてほしいということで、その異議申請を取り下げをいわば強要されたと、しかも、その後では、地域の有力者からさらに異議申請の取り下げを説得されたという事実があるようです。

ですから、こういった今回の12次の住居表示、これは川の東側、遠賀川の東側はほぼ終わりましたけれど、今後も川の西側もあることですから、まずそういう異議が出ないような、十分地域住民との話し合いを進めていただくということとあわせて、そのような異議が出た場合には、当然のことながら法に基づいて処理するべきだと思います。

ですから、今後もあることですから、その点を意見を付して、賛成とします。

議長(岩崎 三次君)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

これにて討論を終結いたします。

これより第37号議案字及び町の区域並びに名称の変更についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第6、請願第1号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第6、請願第1号固定資産税減免に関する請願を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。杉原茂雄君。

議員(24番 杉原 茂雄君)

本請願書の紹介議員といたしまして、請願の趣旨説明を行います。

市は、昭和62年3月、中間市高齢化社会福祉総合計画を決定し、平成2年3月には、ふるさと21健康長寿のまちづくり事業基本計画を策定いたし、民間企業者主導による総合福祉事業としての国のWAC法に基づき厚生大臣の事業認定を受け、平成2年10月、第三セクター株式会社西日本医療福祉総合センターが設立、発足したものであります。

本来、事業の性質上、社会福祉法人化による検討も行われてきたようでありましたが、当時、時代の状況に乗ったWAC法にのり、NTTによる無利子融資による利点を生かすためには、会社法人化する以外にないということの事情から、これにまた市も、2.7%ではありますけれども、4,000万の出資を行って参加するという三セク法人となったものであります。

こうした経緯の中では、行政、議会、三セク会社、それぞれ審議を行いながら、それぞれいろんなことを確認しながら、承認の上、事業計画は実施されることになってきております。

平成7年4月、新たに構成されました新しい議会では、健康長寿のまちづくりに関する特別委員会が設置されまして、高齢化の進行に伴う総合的の老人福祉政策の調査検討を進めてまいってきたところではありますが、バブル崩壊後の社会的、経済的状況の変化、極めて厳しい不況等のそういう環境の中での検討でもございましたが、それだけに、逆に老人福祉政策の充実が求められるということ踏まえながら、民間主導によるこの実施計画を推進することは避けられないという判断をいたしたところであります。

もちろん、本来、こうした事業というのは、市の公的事業として進められるべきものでもあろうかと思っておりますけれども、しかし、市の財政力やいろんな力の限界を考えますと、民間主導の選択をせざるを得ないという方針になったものであります。

特別委員会は、平成9年3月、最終的な最終報告書を議会へ報告いたしております。その中で、経営責任者、従事者一体となった経営合理化に努力をするとともに、また、市は、行政指導責任、社会責任の重責を自覚し、その認識の上で健全経営に関与すべきであるという報告を行っておるところであります。

平成9年9月開業以来の業績は芳しくなく、厳しい経緯を経ながらも、ようやく平成12年ごろより赤字の減少化という方向が見えてきたものであります。

しかし、平成13年度までの累積赤字額は約7億円となっており、これに固定資産税額の13年度までの未納額1億1,800万円を加えますと、まさに資本金の14億6,000万の半分を超える赤字額となり、今後の経営に一段と厳しい状況を生み出す要因となっているものであります。

私自身、この固定資産税問題が行政と三セクとの間で長年にわたっていろいろと検討されてきたという事情を全く私知りませんでした。昨年3月の新聞報道で初めて知らされたものの一人であります。

この間、平成9年ごろから、三セクの方から書面による減免申請が行われ、いろいろと前藤田市長との間での協議が行われておりましたが、先刻、市長答弁でもありましたように、平成13年度にようやくにして書面で回答される。

市税条例法では、減免が減免適用にならないという、そういう書面回答がなされたのが、平成13年度、13年の初めごろですか、そういうような事情も、私自身、昨年12月ごろに初めて承知をしたところであります。

この三セクは、公益的、公共性の高い福祉事業を進めておるものでありまして、私などは、こうしたものに固定資産税が課せられるという、しかも、これほどの高額のものがかかるといふふうには、全く素人考えではありませんけれども、夢想だもしなかつたのも実情であります。

現行の市税条例では減免対象にならないとするならば、地方税法367条の中に減免規定があります。特別な事情があるものの減免規定があります。これに基づいて、市税条例の減免規定もあるんだと思いますけれども、加えて、この市独自の立場で、自治体としての立場でご審議いただければと考えるものであります。

今後の三セク会社の業績というものも、業績の推移を判断するときに、若干の上昇は見込まれるであろうけれども、大きく売り上げを伸ばしていくという期待は小さいのではないかと、もちろん一層の企業努力は当然ではありますが、極めて、この累積赤字を解消していく上で極めて困難な道のりをたどらざるを得ないであろうというふうに思います。

三セク会社も、全額を減免をといる、そういう請願ではないわけでありまして。三セクの会社の中では、午前中の質問でも指摘があったように、この福祉事業でない分野もあります。当然、それらは固定資産税の対象になるのは言うをまたないものでありますが、そういうことから、せめて半分でも減額という救済の手、救済の措置が講じられないものかということをお求めおるものであります。

つまり、企業経営としてのこの厳しい状況を踏まえた現実的な解決のための指導的救済をお願いしようという請願人のお気持ちであります。

大体、こうした問題というのは、実施計画以前、つまり入り口のところで解決しておくべき問題であったであろうと思います。しかし、三セク経営方式なんていう初めての試みからくる税との関係問題、これらが企業活動を始めて浮上してきたことから、なかなか見解の相違からくる観点から、なかなか一致点が、お互いの理解の一致点が見出せないで今日来たであろうと、もちろん、これはそれぞれ勉強不足の点によるものと思います。

これだけのこういう規模のものが建てば、これだけの固定資産税がかかりますよということは、これはもう専門家でないとはわからない。税を取り扱っておる専門家でないとはわからない問題であります。しかし、そういったことを今さら申し上げましても、どうするわけでもまいりません。

いずれにせよ、現実、経営が企業は継続可能な方向で、行政、議会もよろしくご指導、ご審議をいただければということで、請願をいたしておるものと承っております。

なお、請願により、別紙資料を全議員に配付をいたしております。なお、不明な点や不十分な点がありますれば、請願人にご連絡をいただき、請願人の方

から出向いてでもご説明があろうかと思えます。

本請願についてよろしくご審議をお願い申し上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

現在、午前中も質問させていただきましたけれども、現在お納めになられていない固定資産税、13年度までで1億1,890万8,000円ですね。そして、この後の14年度、私の推定では、やはり固定資産税が3,500万はあるだろうと思えますので、1億5,000何がし、800万、この金額というのは、中間市の当年度固定資産税の1割になると思えますが、そのことについて、杉原議員、どのように考えていらっしゃるのでしょうか、中間市の財政も厳しい中で……。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

私は、紹介議員でございます、この紹介、請願人が請願申し上げておる中身を踏まえて、今ご質問があったようなことに対してお答えを申し上げる立場にございません。紹介議員としての事務上の点で問題があるならば、ご質問にそれはお答えできますけれども、先ほども付言申し上げましたように、そういう点での趣旨でのご質問や不明な点があれば、請願人にご連絡いただければ、請願人があなたの方に出向いて、いろいろとお話をされるかとも思います。

また、委員会付託でもなれば、委員会に請願人を招致して、参考人としていろいろとお話を解明していただくということかと思えます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

.....

日程第7、請願第2号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第7、請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持等を求める請願を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願でございます。

趣旨の説明は、これを読むことにかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の根幹をなしています。

しかしながら、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を国庫負担の対象から除外しようとする動きは、18年間も続いています。そのため、毎年、全国の都道府県議会・市町村議会から義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書が、政府に対し提出されています。福岡県でも昨年度、県議会と73市町村議会で意見書採択がなされ、その結果、2002年度も義務教育費国庫負担制度が堅持されることになりました。

学校事務職員・栄養職員は、義務教育の中で教員と同様、学校運営に欠くことのできない職員であり、その給与費等が国庫負担適用除外となれば、教育制度の根幹に重大な支障を来すことが懸念されます。特に、中間市においては、学校栄養職員・調理員の永年の努力と研さんによって、子供たちに安全でおいしい給食が実施されており、そのことが子供たちの健やかな心と体を育てていることは、市民全体が周知の事実です。また、学校事務職員においても学校運営上、重要な役割を占めていることは明らかでございます。

しかし、中央情勢は「18年前に戻った」と言われるように予断を許さない状況でございます。教育を大切にすることは、これからの日本の未来を保障するすることにつながることは言うまでもありませんが、国が教育を社会の中心課題と位置づけ、教育予算を拡充し、学校事務職員・栄養職員の給与費を中心とした義務教育費国庫負担制度堅持が盛り込まれるよう、2003年度文部科学省の概算要求に向け、要請をしていかなければならないと考えております。

以上の状況をご検討の上、当議会において次のことを各方面に意見書として送付していただきますようお願いいたします。

請願事項、1、豊かな教育を実現するため、教育予算を拡充すること。

2、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。とりわけ、学校事務職員・学校栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

なお、意見書提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣でございます。

議員皆様のご賛同を得ることを願ひまして、趣旨説明を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第2号については、委員会の付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持等を求める請願について、日本共産党を代表して討論を行います。

もともと、この義務教育費国庫負担制度は、憲法、教育基本法にうたわれている義務教育の無償、教育の機会均等の原則を果たすためのものです。義務教育費国庫負担法の第1条には、義務教育について、国民のすべてに対し、その妥当な規模と内容等を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上等を図ることを目的とするとしてあります。

政府の地方分権改革推進会議は、国と地方の役割分担のあり方に関する中間報告で、公立小・中学校の教職員給与の半額を国が補助する義務教育費国庫負担金について、最終的に地方が自由に使える一般財源化することを提言していますが、これは義務教育の無償、教育の機会均等等に対する国の責任を放棄し、地方自治体に責任を転嫁するものになり、到底認められるものではありません。

今求められることは、憲法、教育基本法の理念を守ることであり、国の責任のもとでの教育予算の充実だと言えます。

よって、義務教育費国庫負担制度堅持等を求める請願書に賛成し、討論を終わります。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持等を求める請願を起立により採決いたします。本件は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、請願第2号は採択することに決しました。

.....

日程第8 会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において宮下寛君及び岩崎悟君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時30分散会

.....

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 宮 下 寛

議 員 岩 崎 悟